

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年6月27日 |
| 【事業年度】 | 第78期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ディスコ |
| 【英訳名】 | DISCO CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 関家 一馬 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区大森北二丁目13番11号 |
| 【電話番号】 | (03)4590-1111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役サポート本部長 田村 隆夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区大森北二丁目13番11号 |
| 【電話番号】 | (03)4590-1099(IR室直通) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役サポート本部長 田村 隆夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 売上高 (百万円) | 93,707 | 104,920 | 125,920 | 127,850 | 134,204 |
| 経常利益 (百万円) | 11,586 | 17,447 | 26,489 | 30,690 | 31,726 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 7,473 | 12,088 | 20,067 | 23,096 | 24,203 |
| 包括利益 (百万円) | 9,373 | 14,186 | 21,466 | 21,785 | 23,780 |
| 純資産額 (百万円) | 110,556 | 123,456 | 151,918 | 168,035 | 181,318 |
| 総資産額 (百万円) | 155,667 | 170,161 | 201,975 | 207,953 | 225,748 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 3,221.91 | 3,579.80 | 4,231.31 | 4,673.00 | 5,029.38 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 221.75 | 357.55 | 580.71 | 646.09 | 675.82 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | 210.85 | 340.22 | 561.50 | 642.24 | 671.99 |
| 自己資本比率 (%) | 69.8 | 71.4 | 74.8 | 80.4 | 79.9 |
| 自己資本利益率 (%) | 7.1 | 10.5 | 14.7 | 14.5 | 13.9 |
| 株価収益率 (倍) | 24.0 | 18.0 | 21.1 | 14.8 | 25.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 15,305 | 14,877 | 25,192 | 29,316 | 32,905 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 13,779 | 13,101 | 3,938 | 7,174 | 6,342 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 7,407 | 2,198 | 1,467 | 6,734 | 11,956 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 21,544 | 21,552 | 42,177 | 57,162 | 71,690 |
| 従業員数 (人) | 2,909 | 3,073 | 2,891 | 3,027 | 3,119 |
| 〔外、平均臨時雇用者数〕 | 〔1,062〕 | 〔1,073〕 | 〔1,041〕 | 〔1,016〕 | 〔1,042〕 |

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 売上高 (百万円) | 78,499 | 85,696 | 108,120 | 109,127 | 113,297 |
| 経常利益 (百万円) | 9,258 | 14,637 | 23,506 | 27,367 | 24,276 |
| 当期純利益 (百万円) | 6,255 | 10,708 | 17,476 | 20,957 | 19,361 |
| 資本金 (百万円) | 14,517 | 14,517 | 19,785 | 20,063 | 20,374 |
| 発行済株式総数 (千株) | 34,004 | 34,004 | 35,704 | 35,789 | 35,870 |
| 純資産額 (百万円) | 99,955 | 109,534 | 134,747 | 150,036 | 158,900 |
| 総資産額 (百万円) | 141,342 | 152,582 | 177,251 | 184,986 | 199,526 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,929.13 | 3,193.55 | 3,752.12 | 4,171.61 | 4,406.96 |
| 1株当たり配当額 (円) | 56 | 90 | 160 | 315 | 374 |
| (内1株当たり中間配当額) | (40) | (50) | (72) | (85) | (83) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 185.60 | 316.71 | 505.71 | 586.26 | 540.64 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | 176.49 | 301.36 | 488.99 | 582.77 | 537.57 |
| 自己資本比率 (%) | 69.9 | 71.0 | 75.5 | 80.7 | 79.2 |
| 自己資本利益率 (%) | 6.5 | 10.3 | 14.4 | 14.8 | 12.6 |
| 株価収益率 (倍) | 28.7 | 20.3 | 24.3 | 16.3 | 31.3 |
| 配当性向 (%) | 30.2 | 28.4 | 31.6 | 53.7 | 69.2 |
| 従業員数 (人) | 1,839 | 1,935 | 1,992 | 2,047 | 2,109 |
| [外、平均臨時雇用者数] | [1,004] | [1,015] | [988] | [966] | [1,004] |

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 昭和12年5月 | 工業用砥石を製造、販売する目的で第一製砥所(個人営業)を創業。 |
| 昭和15年3月 | 組織を有限会社第一製砥所に变更(設立)。 |
| 昭和33年11月 | 有限会社第一製砥所を株式会社第一製砥所に改組。 |
| 昭和44年12月 | 米国販売拠点として、DISCO ABRASIVE SYSTEMS, INC. (現 DISCO HI-TEC AMERICA, INC.) を設立。 (現 連結子会社) |
| 昭和45年9月 | 精密切断装置を開発、販売を開始。 |
| 昭和50年2月 | 半導体用ダイシングソーを開発、販売を開始。精密ダイヤモンド工具へ進出。 |
| 昭和52年4月 | 「株式会社ディスコ」に商号変更。 |
| 昭和54年2月 | 東南アジア販売拠点としてシンガポール駐在員事務所(現 DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD)を開 設。(現 連結子会社) |
| 昭和54年9月 | 欧州販売拠点として、Helmut Seier氏との共同出資によるDISCO SEIER AGをスイスに設立。 |
| 昭和55年1月 | 精密平面研削装置を開発、販売を開始。 |
| 昭和57年3月 | DISCO DEUTSCHLAND GmbH (現 DISCO HI-TEC EUROPE GmbH) を設立。(現 連結子会社) |
| 昭和58年1月 | 株式会社ディスコ技研(後の株式会社ディスコ エンジニアリング サービス)設立。 |
| 昭和58年12月 | 本社を東京都大田区に移転し、隣接地に研究開発拠点として本社工場を新設。 |
| 昭和59年3月 | 産業用ダイヤモンド工具へ進出。 |
| 昭和60年11月 | 株式会社ディスコ エンジニアリング サービスに、保守・サービス業務を移管。 |
| 平成元年10月 | 社団法人日本証券業協会より店頭売買銘柄としての登録承認を受け、株式を公開。 |
| 平成2年12月 | DISCO HI-TEC EUROPE GmbHを当社100%子会社とし、欧州販売拠点をスイスから移転。 |
| 平成6年11月 | 国際標準化機構が定める品質システムISO9002を精密ダイヤ製造部門で取得。 |
| 平成7年8月 | 国際標準化機構が定める品質システムISO9001をP S事業部(現 全拠点に該当)で取得。 |
| 平成8年4月 | 中国サービス拠点として上海駐在員事務所(現 DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.)を開設。(現 連結 子会社) |
| 平成8年12月 | 韓国の合弁会社 DD Diamond Corporationが本格操業を開始。(現 連結子会社) |
| 平成10年2月 | 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムISO14001を広島事業所(呉工場および桑畑工 場)で取得。 |
| 平成11年12月 | 東京証券取引所市場第一部に株式を上場。 |
| 平成13年10月 | 産業用ダイヤモンド工具部門を分社化し、株式会社ディスコ アブレイシブ システムズとして設 立。(現 連結子会社) |
| 平成14年8月 | 精密切断装置としてレーザソーを開発、販売を開始。 |
| 平成15年11月 | 全自動グラインダ/ポリリッシャ装置を開発、販売を開始。 |
| 平成16年11月 | 本社および研究開発拠点として本社・R & Dセンターを東京都大田区大森北に新設し、移転。 |
| 平成17年1月 | 株式会社ディスコ エンジニアリング サービスを吸収合併。 |
| 平成18年8月 | 株式会社ダイイチコンポーネンツを設立。(現 連結子会社) |
| 平成18年8月 | 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムISO14001を国内全拠点で取得。 |
| 平成19年8月 | 台湾販売拠点として DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.を設立。(現 連結子会社) |
| 平成20年11月 | 本社・R & DセンターB棟を建設。 |
| 平成22年1月 | 広島事業所の桑畑工場において新棟(A棟)を建設。 |
| 平成22年6月 | 長野県茅野市の茅野工場において新棟を建設。 |
| 平成24年1月 | 広島事業所の呉工場において新棟(C棟)を建設。 |
| 平成24年5月 | 国際標準化機構が定める事業継続マネジメントシステムISO22301:2012を本社および広島事業所 (呉工場および桑畑工場)で取得。 |
| 平成24年6月 | シンガポールオフィスの新社屋、DISCO HI-TEC Singapore One-Stop Solution Centerを建設。 |
| 平成27年1月 | 広島事業所の桑畑工場において新棟(A棟Bゾーン)を建設。 |

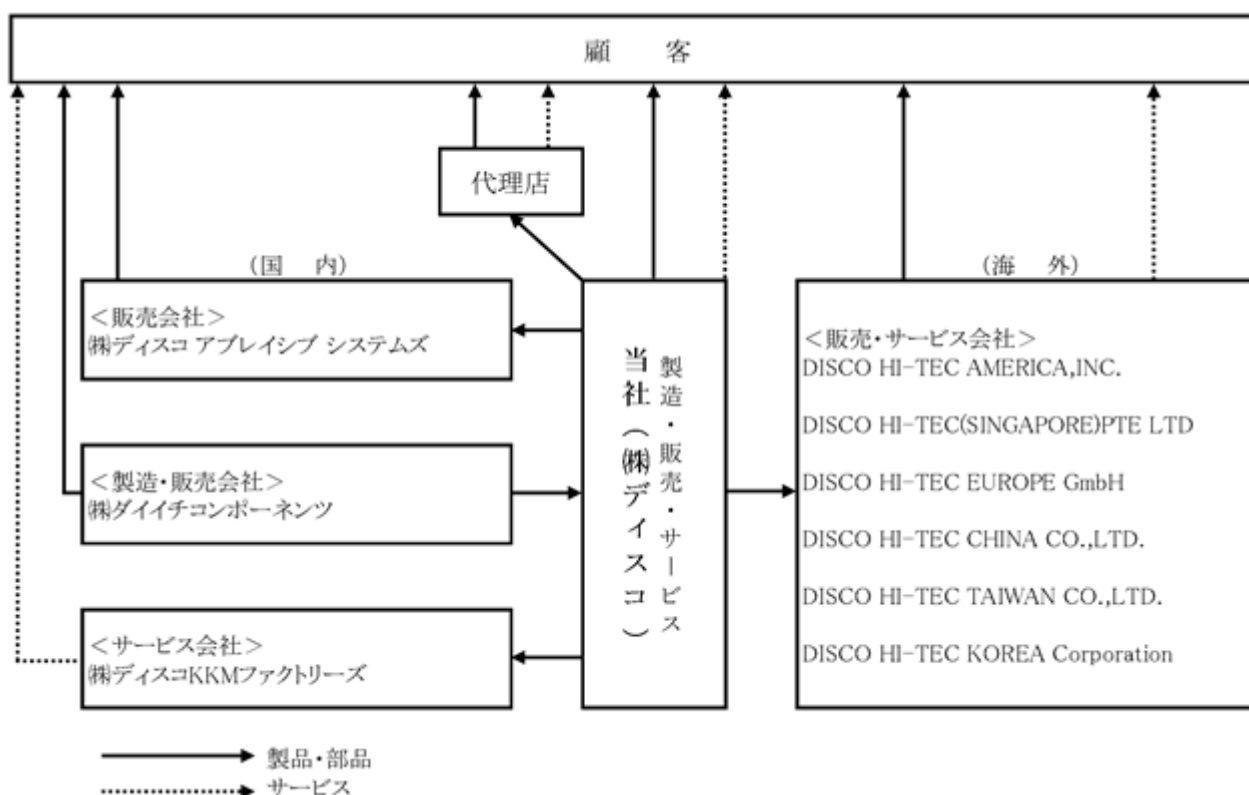
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社22社、関連会社1社により構成されており、事業は、半導体製造装置（精密加工装置）、精密加工ツール、産業用ダイヤモンド工具等の製造・販売を主に、これらに附随する保守・サービス等を行っております。

当社グループの事業内容及び主要な会社は、次のとおりであります。

| 事業内容 | 主要製品 | 主要な会社 |
|---|--|---|
| 精密加工装置、 精密加工ツール、 産業用ダイヤモンド工具等 の製造・販売 上記に係る保守・サービス | 〔精密加工装置〕 ダイシングソー レーザソー グラインダ ポリッシャ サーフェスプレーナ 〔精密加工ツール〕 ダイシングブレード グラインディングホイール ドライポリッシングホイール 〔産業用ダイヤモンド工具〕 ダイヤモンドホイール 研削切断砥石等 | 〔製造〕 当社 ㈱ダイイチコンポーネンツ 〔販売・サービス〕 当社 ㈱ディスコ アプレイシブ システムズ ㈱ダイイチコンポーネンツ ㈱ディスコKKMファクトリーズ DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD. DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD. DISCO HI-TEC KOREA Corporation DD Diamond Corporation |

当社グループの主要な事業活動の系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 または 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 | | | | |
|---|-------------|-------------------|---|---------------------|--------------|---------------|----------------------|---------------------|-----------|
| | | | | | 役員の兼 任等有無 | 資金援助 (百万円) | 主たる営業 上の取引 | 設備の 賃貸借 | 業務 提携等 |
| (連結子会社) | | | | | | | | | |
| (株)ディスコ アプレイシブ システムズ | 東京都 品川区 | 490 百万円 | 産業用ダイヤ モンド工具、 一般砥石の販 売 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | 建物・設 備・備品 の賃貸 | なし |
| (株)ダイイチコンポーネンツ | 東京都 大田区 | 20 百万円 | 電動機、発電 機、静止形電 源装置、自動 制御機器等電 気機械器具の 製造および販 売 | 100.0 | 有 | - | 原材料およ び商品仕入 | 建物・設 備・備品 の賃貸 | なし |
| (株)ディスコKKMファクトリーズ | 東京都 大田区 | 490 百万円 | 半導体部品、 電子部品の製 造請負 | 100.0 | 有 | - | 製品に係る サービス | 設備・備 品の賃貸 | なし |
| DISCO HI-TEC AMERICA, INC. | アメリカ 合衆国 | 1,000千 米ドル | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | なし | なし |
| DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD (注) 1, 3 | シンガ ポール国 | 900千 Sドル | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | なし | なし |
| DISCO HI-TEC EUROPE GmbH | ドイツ国 | 1,278千 ユーロ | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | なし | なし |
| DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD. (注) 1, 3 | 中国 | 8,000千 米ドル | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | なし | なし |
| DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD. | 台湾 | 30,000千 NTドル | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 100.0 | 有 | - | 製品販売 | なし | なし |
| DISCO HI-TEC KOREA Corporation | 韓国 | 1,500百万 ウォン | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 90.0 | 有 | 700 | 製品に係る 保守・サー ビス | なし | なし |
| DD Diamond Corporation | 韓国 | 6,000百万 ウォン | 産業用ダイヤ モンド工具の 開発、製造お よび販売 | 95.0 | 有 | - | なし | なし | なし |
| その他7社 | | | | | | | | | |
| (持分法適用非連結子会社) | | | | | | | | | |
| DHK Solution Corporation | 韓国 | 1,325百万 ウォン | 当社製造の半 導体製造装置 等の販売およ び保守点検 | 47.2 | 有 | 318 | 製品販売 | なし | なし |

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 「資金援助」欄の金額は上記子会社に対する貸付金であります。

3. DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.およびDISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTDについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

| | DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD. | DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD |
|-----------|--------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 売上高 | 25,437百万円 | 18,904百万円 |
| (2) 経常利益 | 1,167百万円 | 1,995百万円 |
| (3) 当期純利益 | 719百万円 | 1,711百万円 |
| (4) 純資産額 | 3,553百万円 | 6,704百万円 |
| (5) 総資産額 | 11,821百万円 | 12,507百万円 |

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数(名) | 3,119 [1,042] |
|---------|---------------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員(嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員)を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| 2,109 [1,004] | 39.0 | 12.9 | 8,907,866 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員(嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員)を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社では、現在労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（以下、当期）においては、データセンタ向けサーバやスマートフォンの高機能化に伴い、メモリ向けを中心に半導体メーカー各社は設備投資を積極的に行いました。

精密切断装置（ダイサ）・精密研削装置（グラインダ）ともにメモリ向けが堅調に推移した一方、前期好調だった電子部品向けや光半導体向けが減少したことにより、精密加工装置の売上高は約4%減少しました。

消耗品である精密加工ツールは、メモリの薄化需要の高まりと顧客の高い設備稼働率に比例して、グラインディングホイールを中心に出荷数量が大幅に増加しました。その結果、精密加工ツールの売上高は過去最高となりました。

これらの結果、為替による売上高の減少影響があったものの、連結売上高は4期連続で過去最高を更新しました。

利益については、為替による粗利益の減少、研究開発費・人件費などの販売管理費の増加があったものの、売上高の増加および製品構成の良化等により、営業利益は微増となりました。

以上の結果、当期の業績は売上高1,342億4百万円（前期比5.0%増）、営業利益313億41百万円（同3.3%増）、経常利益317億26百万円（同3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益242億3百万円（同4.8%増）となり、各利益とも過去最高を更新しました。

(2)キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、329億5百万円の収入（前期比12.2%増）となりました。これは税金等調整前当期純利益が305億66百万円となり、減価償却や仕入債務増加により資金が増加した一方で、売上債権増加や法人税等の支払いに伴い資金が減少したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、63億42百万円の支出（同11.6%減）となりました。これは桑畑工場の拡張など有形固定資産の取得によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、119億56百万円の支出（同77.5%増）となりました。これは主に配当金の支払いによるものです。

以上の結果、当期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末から145億28百万円増加し、716億90百万円となりました。また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」を合算したフリー・キャッシュ・フローは、265億63百万円の資金増加となりました。

(参考)キャッシュ・フロー関連指標の推移

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 自己資本比率(%) | 69.8 | 71.4 | 74.8 | 80.4 | 79.9 |
| 時価ベースの自己資本比率(%) | 115.2 | 128.0 | 217.1 | 164.2 | 269.0 |
| キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年) | 1.3 | 1.3 | 0.4 | 0.3 | 0.3 |
| インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍) | 278.4 | 399.9 | 575.0 | 675.1 | 825.6 |

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

(注2) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは精密加工システム事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における生産実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 前年同期比(%) |
|-----------------|--|----------|
| 精密加工システム事業(百万円) | 98,822 | 102.4 |
| 合計(百万円) | 98,822 | 102.4 |

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは精密加工システム事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における受注状況は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(百万円) | 前年同期比(%) | 受注残高(百万円) | 前年同期比(%) |
|------------|----------|----------|-----------|----------|
| 精密加工システム事業 | 137,786 | 108.7 | 13,649 | 135.6 |
| 合計 | 137,786 | 108.7 | 13,649 | 135.6 |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループは精密加工システム事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 前年同期比(%) |
|-----------------|--|----------|
| 精密加工システム事業(百万円) | 134,204 | 105.0 |
| 合計(百万円) | 134,204 | 105.0 |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「高度なKiru・Kezuru・Migaku技術」をビジネステーマとして定め、「切る」、「削る」、「磨く」という3つの技術領域から逸脱することなく、日々進歩する科学を暮らしの豊かさや快適さに帰結させていくことを社会的使命（ミッション）としています。また当社では、一般的に企業の成長とされる売上やシェア、規模の拡大などは成長と捉えず、ミッションの実現性が向上すること、またお客様・株主・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーとの価値交換性が向上することを「成長」と定義しています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標

当社は、企業理念である「DISCO VALUES」を全ての構成員が理解し、日々実践・実現出来るよう浸透活動を徹底する一方で、企業としての組織能力を高めるために、WILL会計（当社独自の管理会計）やPIM（Performance Innovation Management）と称するマネジメント手法をグループ全社で推進しています。

また、当社ではさらなる進化を遂げるためDISCO VISION 2020を策定しております。DISCO VISION 2020は、企業を構成する主要な要素という観点と当社を取り巻く代表的なステークホルダーとの関係性という観点から、当社の2020年における実現したい到達点を定義しています。

企業像としては、どんな環境でも生き抜く卓越した生命力を持ち、多くのステークホルダーにとって、「甲斐」のある企業となっている状態を目指します。

定量的な目標の一つとしては、4年累計で20%以上の連結売上高経常利益率を維持する態勢を構築することを掲げ、これまでと同様、シリコンサイクルによる市況の大きな変動に耐えうる十分な経済的能力と構造を構築してまいります。

さらに定性的な分野についても、定期的実施しているCS（お客様満足度）調査やSS（サプライヤー満足度）調査、ES（従業員満足度）調査を活用しながら、DISCO VISION 2020の達成基準の検討を全社的に取り組んだ上で、各部門にて目標値とマイルストーンを設定して活動を展開してまいります。

(3) 会社の対処すべき課題

高度なKiru・Kezuru・Migaku技術の開発とCS（お客様満足度）の向上

当社の社会的使命（ミッション）を果たすために、半導体・各種電子部品の技術革新を支える高度なKiru・Kezuru・Migaku技術の継続的な開発が必要となります。そのために、継続的な開発投資を可能にする財務的・経営的基盤作りに注力して取り組んでまいります。

さらに、CS（お客様満足度）の向上を図っていくため、お客様のニーズに対し、アプリケーション技術やサービスを含めたトータルソリューションを迅速に提供できるリソースの最適化および仕組みづくりを進めてまいります。

BCM（Business Continuity Management:事業継続管理）体制のさらなる強化

「安心して取引できる会社」「安心して働ける会社」を目指し、事業継続管理体制の構築、維持に取り組んでいます。製造・研究および本社機能を、地震が多い日本に置いていることから、本社・R&Dセンターおよび工場に免震棟を導入しています。さらに、自然災害や火災、感染症の流行、システム障害などが現実となっても事業を継続し、早期復旧するBCP（Business Continuity Plan）を策定し、全社的な対応計画を整備しています。重要製品の部材の備蓄、情報システムの二重化、従業員の訓練を継続的に行うことで、災害に強い企業づくりをさらに進めます。東日本大震災の発生を受け、今後はサプライチェーン対策をさらに進め、何があっても供給責任を果たすことができる体制づくりを強化していきます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 半導体市場等の変動による影響

当社グループは世界中の半導体メーカーや電子部品メーカー向けに製品を製造・販売しているため、お客さまの設備投資動向や生産動向の影響を受けます。特に半導体は、需給のバランスによって変化する市場であり、半導体メーカーの業績はこうした動き、いわゆるシリコンサイクルの影響を受けます。そのためサイクルの下降局面や予期せぬ市場変動によってお客さまが設備投資凍結や減産などを行った場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新技術の誕生による影響

当社グループは主に半導体シリコンウェーハ加工用の半導体切断・研削装置や精密ダイヤモンド砥石を製造・販売しております。今後、精密ダイヤモンド砥石に替わる加工技術が誕生した場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。なお、当社グループは精密ダイヤモンド砥石では切断が難しい素材向けなどに、レーザーを製品化しております。

(3) 災害等の発生による影響

当社グループは東京都大田区内に本社・R&Dセンター、広島県及び長野県に生産拠点を有しております。当社では、BCM(Business Continuity Management:事業継続管理)の強化に努めていますが、今後それらの地区に大規模な災害や新型インフルエンザなどが発生した場合、本社機能や製品生産に影響を与える可能性があります。

(4) 為替の変動

当社グループは国内で製品を製造し、世界中の半導体メーカー、電子部品メーカーへ輸出しております。基本は円建て取引ですが、地域、お客さまによっては米ドルなどの外貨建ての決済ニーズがあります。そのため、為替変動は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 環境規制に関連するリスク

当社グループはCO2排出、水質、化学物質、廃棄物等多様な環境問題に対し環境法及び規制の影響を受けており、年々それらの規制が厳しくなっております。法令順守のみならず、当社が目指す環境中期目標を「環境ビジョン2020」として定め、環境リスク低減に努めています。環境法等の厳格化に対応するため、追加的義務並びにコスト増加が発生するリスクがあり、当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

上記に挙げたリスクに加え、世界及び各地域における経済情勢、自然災害、戦争・テロ、金融・資本市場、法令や政府による規制、製品の欠陥、仕入先の供給体制、知的財産権などの影響を受けます。これらの諸要因により、場合によっては当社グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費総額は146億70百万円となりました。

当社グループは、主に半導体や電子部品などの微細加工に使用される精密加工装置や精密加工ツール(消耗品)、アプリケーション技術に関する研究開発活動を行っています。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末(以下、当期末)の資産合計は、前連結会計年度末(以下、前期末)と比べ177億95百万円増加し、2,257億48百万円となりました。

流動資産は、前期末と比べ163億6百万円増加し、1,546億39百万円となりました。これは主に現金及び預金が105億30百万円、受取手形及び売掛金が54億30百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は、前期末と比べ14億89百万円増加し、711億8百万円となりました。これは主に有形固定資産が13億89百万円増加したことによるものであります。

(負債)

負債合計は、前期末と比べ45億13百万円増加し、444億30百万円となりました。

流動負債は、前期末と比べ134億76百万円増加し、437億22百万円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金73億13百万円、電子記録債務が32億39百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定負債は、主に長期借入金85億83百万円減少したことにより、前期末と比べ89億64百万円減少し、7億7百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前期末と比べ132億83百万円増加し、1,813億18百万円となりました。この結果、自己資本比率は79.9%(前期末比0.5ポイント減)となりました。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度(以下、当期)の当社グループの売上高は、前連結会計年度(以下、前期)に比べ63億54百万円増加し、1,342億4百万円となりました。

(営業利益)

売上原価は597億9百万円、売上総利益は744億95百万円となり、この結果、売上総利益率は55.5%(前期比1.0ポイント減)となりました。販売費及び一般管理費は、主に給料及び賞与、研究開発費が増加したことにより、431億53百万円となりました。これらの結果、営業利益は前期と比べ10億3百万円増加し、313億41百万円となりました。

(経常利益)

経常利益は、前期と比べ10億36百万円増加し、317億26百万円となりました。これは主に営業利益が増加したことに加え、持分法による投資利益が増加したことによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益は9百万円、特別損失は11億69百万円となり、税金等調整前当期純利益は前期と比べ46百万円減少し、305億66百万円となりました。

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率(負担率)は20.7%と、前期と比べ3.9ポイント減少したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期と比べ11億7百万円増加し、242億3百万円となりました。

なお、業績等の概要については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、Kiru・Kezuru・Migaku技術を中心に、環境保全に配慮した製品作りを前提にして、長期的に成長が期待できる製品分野に重点を置いて、研究開発や生産能力増強並びに合理化、省力化などの投資を行っております。当連結会計年度の設備投資（有形固定資産および無形固定資産の受入ベース数値。金額には消費税等は含まれておりません。）の総額は、114億91百万円となりました。設備投資額の大半は当社の設備投資（104億75百万円）であり、その主なものは研究開発のための機械装置および広島事業所桑畑工場新棟建設工事などです。また、所要資金は、自己資金および借入金によっております。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成29年3月31日現在)

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (名) |
|----------------------------|------------------------------|-------------|---------------|----------------|-------|--------|---------------|
| | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 | 合計 | |
| 本社・R&D センター (東京都大田区) | ・研究開発設備 ・販売業務設備 ・その他設備 | 7,137 | 1,720 | 8,210 (11) | 2,899 | 19,967 | 1,297 〔56〕 |
| 呉工場 (広島県呉市) | ・精密加工ツール生産設備 ・研削切断砥石生産設備 | 2,879 | 1,401 | 1,191 (16) | 402 | 5,875 | 198 〔539〕 |
| 桑畑工場 (広島県呉市) | ・精密加工装置生産設備 ・精密加工ツール生産設備 | 16,861 | 2,667 | 1,451 (120) | 4,751 | 25,731 | 542 〔468〕 |
| 長谷工場 (広島県呉市) | ・精密加工装置生産設備 | 475 | 21 | 412 (19) | 0 | 909 | - 〔-〕 |
| 茅野工場 (長野県茅野市) | ・電動機他生産設備 ・研修所 | 2,802 | 25 | 221 (72) | 6 | 3,056 | 1 〔-〕 |

(2) 在外子会社

(平成29年3月31日現在)

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (名) |
|--|-----------------|-------|-------------|---------------|--------------|-----|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 | 合計 | |
| DISCO HI-TEC AMERICA, INC. | 本社 (アメリカ合衆国) | その他設備 | 150 | 269 | 85 (2) | 29 | 535 | 45 〔4〕 |
| DISCO HI-TEC EUROPE GmbH | 本社 (ドイツ国) | その他設備 | 1,360 | 221 | 268 (9) | 58 | 1,910 | 84 〔2〕 |
| DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD | 本社 (シンガポール国) | その他設備 | 2,188 | 428 | - (-) | 21 | 2,638 | 91 〔-〕 |

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定等の合計であります。なお、金額には消費税等を含みません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

4. 茅野工場の設備は、提出会社から国内子会社の㈱ダイイチコンポーネンツに賃貸しているものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、半導体業界や電子部品業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的には連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当っては連結会社各社と当社において調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

| 会社名 事業所名 | 所在地 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手および 完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|--------------|-----------|----------------------------|-------------|---------------|------------|-----------------|--------------|--------------|
| | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 提出会社 桑畑工場 | 広島県 呉市 | 精密加工装置・ 精密加工ツール 生産設備 | 13,000 | 4,173 | 自己資金 | 平成29年 1月 | 平成30年 12月 | (注) |

(注) 主な目的は、事業継続の対応力強化および合理化投資であり、完成後の生産能力は増強されます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 72,000,000 |
| 計 | 72,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成29年6月27日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 35,870,471 | 35,870,971 | 東京証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 35,870,471 | 35,870,971 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 74 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 7,400 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成16年7月28日 至平成36年6月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。</p> <p>(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 84 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,400 (注) | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成17年7月22日 至平成37年7月21日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。</p> <p>(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 60 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,000 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,932 (注)2 資本組入額 2,966 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成19年7月24日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 61 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,100 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年8月9日 至平成39年8月8日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 6,490 (注)2 資本組入額 3,245 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成20年7月29日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 96 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 9,600 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年8月14日 至平成40年8月13日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,781 (注)2 資本組入額 1,891 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成21年7月22日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 142 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 14,200 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成21年8月7日 至平成41年8月6日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,359 (注)2 資本組入額 2,180 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 65 | 64 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,500 (注)1 | 6,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 5,853 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年11月14日 至 平成29年11月13日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,853 (注)2 資本組入額 2,927 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成22年7月21日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 112 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 11,200 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成22年8月6日 至 平成42年8月5日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,694 (注)2 資本組入額 2,347 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成41年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額4,693円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,693円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年10月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 87 | 84 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,700 (注)1 | 8,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 5,220 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成24年11月12日 至 平成30年11月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,220 (注)2 資本組入額 2,610 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成23年7月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 166 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 16,600 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年8月11日 至 平成43年8月10日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,586 (注)2 資本組入額 1,793 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成42年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額3,585円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,585円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成23年10月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 84 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,400 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 4,213 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年11月12日 至 平成31年11月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,458 (注)2 資本組入額 2,729 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,245円と行使時の払込金額4,213円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,245円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成23年6月24日定時株主総会決議及び平成23年10月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 70 | 69 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 7,000 (注)1 | 6,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 4,213 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年11月12日 至 平成31年11月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,213 (注)2 資本組入額 2,107 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成24年7月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 188 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 18,800 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年8月11日 至平成44年8月10日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,644 (注)2 資本組入額 1,822 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成43年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額3,643円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,643円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成24年10月25日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 68 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,800 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 4,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年11月10日 至 平成32年11月9日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,395 (注)2 資本組入額 2,698 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,395円と行使時の払込金額4,000円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,395円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成25年7月24日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 124 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,400 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成25年8月9日 至平成45年8月8日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,201 (注)2 資本組入額 2,601 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成44年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額5,200円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,200円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成25年9月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 58 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,800 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 5,996 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年10月12日 至 平成33年10月11日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 7,683 (注)2 資本組入額 3,842 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,687円と行使時の払込金額5,996円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,687円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成26年7月23日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 126 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,600 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年8月8日 至 平成46年8月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,964 (注)2 資本組入額 2,982 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成45年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額5,963円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,963円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成26年9月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 202 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 20,200 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 7,448 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年10月15日 至 平成34年10月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 9,048 (注)2 資本組入額 4,524 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,600円と行使時の払込金額7,448円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,600円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成27年7月22日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 98 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 9,800 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成27年8月7日 至平成47年8月6日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 8,479 (注)2 資本組入額 4,240 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成46年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額8,478円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額8,478円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成27年9月29日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 441 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 44,100 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 9,750 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成29年10月15日 至 平成35年10月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 12,030 (注)2 資本組入額 6,015 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額2,280円と行使時の払込金額9,750円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額2,280円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

平成28年7月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 113 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 11,300 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年8月13日 至 平成48年8月12日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 9,822 (注)2 資本組入額 4,911 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成47年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)</p> | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。</p> | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額9,821円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額9,821円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

平成28年9月28日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成29年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 324 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 32,400 (注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 12,318 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成30年10月14日 至 平成36年10月13日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 14,998 (注)2 資本組入額 7,499 (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額2,680円と行使時の払込金額12,318円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額2,680円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減 額(百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|-----------------------------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)1. | 1,699,853 | 35,704,271 | 5,267 | 19,785 | 5,267 | 20,867 |
| 平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)2. | 85,000 | 35,789,271 | 277 | 20,063 | 277 | 21,145 |
| 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注)2. | 81,200 | 35,870,471 | 310 | 20,374 | 310 | 21,456 |

(注)1. 2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|---------|------|--------|---------|----------------------|
| | 政府及び地方 公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 59 | 38 | 83 | 394 | 6 | 4,987 | 5,567 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 109,146 | 6,328 | 73,947 | 120,933 | 141 | 47,826 | 358,321 | 38,371 |
| 所有株式数の割合 (%) | - | 30.46 | 1.76 | 20.64 | 33.75 | 0.04 | 13.35 | 100 | - |

(注)自己株式4,523株は、「個人その他」に45単元、「単元未満株式の状況」に23株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--------------------------------|--------------------|---------------|--------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 3,030 | 8.44 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2-11-3 | 2,581 | 7.19 |
| 株式会社ダイイチホールディングス | 東京都渋谷区広尾3-9-20-403 | 1,998 | 5.57 |
| 株式会社ダイイチ企業 | 東京都港区白金4-10-22 | 1,848 | 5.15 |
| 株式会社OctagonLab | 広島県広島市中区袋町8-8 | 1,804 | 5.02 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 1,124 | 3.13 |
| 関家 臣二 | 神奈川県三浦郡葉山町 | 890 | 2.48 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 856 | 2.38 |
| 関家 一馬 | 東京都渋谷区 | 608 | 1.69 |
| 株式会社オレンジコーラル | 東京都港区白金4-10-22 | 606 | 1.68 |
| 計 | - | 15,346 | 42.78 |

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

| | |
|----------------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,815千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,076千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 1,124千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 784千株 |

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 4,500 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 35,827,600 | 358,276 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 38,371 | - | - |
| 発行済株式総数 | 35,870,471 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 358,276 | - |

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社ディスコ | 東京都大田区大森北二丁目13番11号 | 4,500 | - | 4,500 | 0.01 |
| 計 | - | 4,500 | - | 4,500 | 0.01 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、当社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年6月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 9 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、当社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年6月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 8 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(平成18年6月23日定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成18年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 7 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成19年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成19年7月24日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年7月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 7 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成20年7月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成20年7月29日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年7月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 7 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成21年7月22日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成21年7月22日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年7月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社(当社孫会社を含む。)の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成21年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 従業員 380 当社子会社(当社孫会社を含む。) 取締役 2 当社子会社(当社孫会社を含む。) 従業員 44 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切などときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成22年7月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成22年7月21日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成22年7月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社（当社孫会社を含む。）の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成22年6月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社 従業員 412 当社子会社（当社孫会社を含む。） 取締役 2 当社子会社（当社孫会社を含む。） 従業員 48 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上（注） |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切などときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成23年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成23年7月26日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年7月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 5 当社 執行役員 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成23年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成23年10月27日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年10月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成23年6月24日定時株主総会決議及び平成23年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社(当社孫会社を含む。)の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年6月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 従業員 426 当社子会社(当社孫会社を含む。) 取締役 2 当社子会社(当社孫会社を含む。) 従業員 49 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切などときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成24年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成24年7月26日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年7月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成24年10月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成24年10月25日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年10月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成25年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成25年7月24日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年7月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成25年9月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成25年9月26日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成26年7月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成26年7月23日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年7月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成26年9月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成26年9月26日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成27年7月22日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成27年7月22日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年7月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成27年9月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成27年9月29日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年9月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成28年7月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成28年7月27日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年7月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成28年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成28年9月28日の取締役会において決議されたものであります。

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年9月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社 取締役 4 当社 執行役員 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 1会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 250 | 3,377,000 |
| 当期間における取得自己株式 | 50 | 941,500 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 4,523 | - | 4,573 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数は平成29年4月1日から平成29年5月31日までを集計したものであり、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により交付した株式、単元未満株式の買増し請求による売渡し株式および単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当金を支払うことができる。」旨を定款に定めており、期末配当金と併せて年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会であります。

当社は、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、平成18年2月17日開催の取締役会において配当政策を業績連動型に改め、平成24年5月10日開催の取締役会において、より積極的な利益還元を行うため、配当政策を「連結半期純利益の25%」といたしました。

ただし、利益水準にかかわらず、安定配当として半期10円（年20円）の配当金を維持いたします。

また、年度末時点で、赤字の場合を除き、配当および法人税等支払い後の現預金残高が技術資源購入資金（技術特許購入、ベンチャーへの出資等）および設備拡張資金、有利子負債返済資金等の予定必要資金額を超過した場合は、超過金額の3分の1を目処に配当として上乘せいたします。なお、3期連続で連結純利益が赤字になる場合は、上記安定配当の年20円を見直しする可能性があります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） |
|------------------------|-------------|-------------|
| 平成28年11月7日 取締役会決議 | 2,970 | 83 |
| 平成29年6月27日 定時株主総会決議 | 10,436 | 291 |

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
| 最高（円） | 5,770 | 7,770 | 12,960 | 12,880 | 17,990 |
| 最低（円） | 3,380 | 5,190 | 5,990 | 8,300 | 8,720 |

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成28年10月 | 平成28年11月 | 平成28年12月 | 平成29年1月 | 平成29年2月 | 平成29年3月 |
|-------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 最高（円） | 12,850 | 13,710 | 14,390 | 14,770 | 17,390 | 17,990 |
| 最低（円） | 11,740 | 12,000 | 12,780 | 13,950 | 14,130 | 16,310 |

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 10 名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------------|---|-------|-------------|---|------|---------------|
| 取締役会長 | | 溝呂木 齊 | 昭和14年2月20日生 | 昭和37年4月 横浜ゴム株式会社入社 昭和58年3月 当社入社 営業企画部長 昭和59年4月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成5年7月 専務取締役 P S 事業部長 平成5年11月 DISCO HI-TEC (SINGAPORE)PTE LTD代表取締役 社長 DISCO HI-TEC EUROPE GmbH 代表取締役社長 平成9年5月 株式会社ディスコ エンジニアリ ング サービス代表取締役社長 平成10年7月 代表取締役副社長 P Sカンパニープレジデント 平成13年6月 代表取締役社長 DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI)CO.,LTD.代表取締役 会長 平成14年7月 DISCO HI-TEC AMERICA, INC. 代表取締役会長 平成18年6月 株式会社ディスコ アプレイシブ システムズ代表取締役社長 平成21年4月 代表取締役会長 平成29年6月 取締役会長(現任) | (注)4 | 4 |
| 代表取締役 社長 | CEO COO 技術開発本部長 アプリケーション 開発部長 | 関家 一馬 | 昭和41年2月14日生 | 平成元年7月 当社入社 平成6年4月 P S 事業部技術開発部長 平成7年6月 取締役 P S 事業部副事業部長 平成10年7月 P Sカンパニーバイスプレジデ ント 平成14年7月 常務取締役 平成15年4月 P Sカンパニープレジデント 平成18年8月 株式会社ダイイチコンポーネンツ 代表取締役社長(現任) 平成19年6月 株式会社ディスコ アプレイシブ システムズ代表取締役社長 (現任) 平成19年8月 DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD. 董事長 平成21年4月 代表取締役社長(現任) 技術開発本部長(現任) 平成23年8月 技術開発本部アプリケーション 開発部長(現任) | (注)4 | 608 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|------------------|-------|-------------|--|------|---------------|
| 常務取締役 | 広島事業所長 広島総務部長 | 関家 英之 | 昭和27年1月12日生 | 昭和49年4月 株式会社第一製砥所（現株式会社ディスコ）入社 昭和60年4月 取締役 昭和62年12月 大阪支店長 平成4年10月 広島事業所副所長 広島総務部長 PS事業部精機製造部長 平成6年4月 AS事業部長 平成10年7月 ASカンパニープレジデント 平成11年4月 広島事業所副事業所長 平成11年7月 広島総務部長（現任） 平成14年6月 広島事業所長（現任） 平成19年1月 安全設備部長 平成22年12月 環境マネジメント室長 平成23年6月 常務取締役（現任） | (注)4 | 294 |
| 常務取締役 | サポート本部長 人財部長 | 田村 隆夫 | 昭和30年9月16日生 | 昭和52年4月 当社入社 平成6年2月 管理本部経営管理部長 平成7年6月 取締役 経営サポート本部副本部長 経営サポート本部経営情報部長 平成9年7月 サポート本部長代行 サポート本部総務部長 平成11年4月 サポート本部長（現任） 平成14年8月 サポート本部経理部長 平成19年7月 株式会社KKMインベストメント 代表取締役（現任） 平成23年6月 常務取締役（現任） 平成23年9月 サポート本部人財部長（現任） | (注)4 | 2 |
| 取締役 | | 稲崎 一郎 | 昭和16年4月3日生 | 昭和59年4月 慶應義塾大学理工学部教授 平成10年3月 米国カリフォルニア大学バークレイ校客員教授 平成13年5月 慶應義塾大学理工学部長 同大学大学院理工学研究科委員長 平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授 中部大学教授 同大学総合工学研究所所長 平成23年4月 学校法人中部大学学監 平成23年6月 中部大学中部高等学術研究所所長 平成24年3月 三菱鉛筆株式会社社外監査役 平成24年4月 中部大学特任教授 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成27年4月 中部大学名誉教授 平成27年4月 学校法人中部大学理事（現任） | (注)4 | - |
| 取締役 | | 田村 進一 | 昭和19年3月30日生 | 昭和63年10月 大阪大学医学部附属バイオメディカル教育研究センター教授 平成19年4月 大阪大学名誉教授 同大学臨床医学融合研究教育センター招へい教授 平成19年4月 エヌビエル株式会社取締役技術 研究所長 平成22年8月 株式会社NBL研究所取締役所長 （現任） 平成27年6月 当社取締役（現任） | (注)4 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|-------|--------------|--|-------|---------------|
| 常勤監査役 | | 巴 亦 力 | 昭和19年 6月14日生 | 昭和38年 4月 株式会社日立製作所入社 平成元年 2月 日立東京エレクトロニクス株式会 社出向 平成 5年 2月 同社入社 平成11年 2月 同社退社 平成11年 3月 株式会社新川入社 平成13年 6月 同社取締役 平成16年 6月 同社常務取締役 平成20年 6月 同社常務取締役退任 平成20年 6月 同社顧問 平成21年 6月 当社常勤監査役(現任) | (注) 5 | - |
| 常勤監査役 | | 高柳 忠雄 | 昭和27年 3月28日生 | 昭和49年 4月 株式会社三和銀行(現株式会社 三菱東京UFJ銀行)入行 平成17年 7月 同行退社 平成17年 7月 株式会社銭高組執行役員営業部長 平成19年 3月 同社退社 平成19年 6月 当社常勤監査役(現任) | (注) 3 | - |
| 監査役 | | 黒沼 忠彦 | 昭和19年 2月28日生 | 昭和43年 4月 株式会社三菱銀行(現株式会社 三菱東京UFJ銀行)入行 平成 9年 3月 同行退社 平成 9年 3月 日本レーシングリース株式会社 取締役 平成10年10月 同社常務取締役 平成16年 2月 同社特別参与 平成19年 3月 同社非常勤参与 平成19年 6月 当社監査役(現任) | (注) 3 | - |
| 監査役 | | 山口 裕正 | 昭和23年 1月10日生 | 昭和46年 4月 株式会社三和銀行(現株式会社 三菱東京UFJ銀行)入行 平成11年 6月 同行執行役員 平成14年 5月 株式会社UFJ銀行(現株式会社 三菱東京UFJ銀行)常務執行役 員 平成15年 6月 同行常務執行役員退任 平成15年 6月 藤和不動産株式会社(現三菱地所 レジデンス株式会社)代表取締役 副社長 平成21年 6月 ユニチカ株式会社代表取締役専務 執行役員 平成26年 6月 同社取締役専務執行役員 平成27年 6月 当社監査役(現任) 平成27年 6月 新日本建設株式会社社外取締役 (現任) | (注) 3 | - |
| 計 | | | | | | 909 |

- (注) 1. 取締役稲崎 一郎氏および田村 進一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 4 氏全員は、社外監査役であります。
3. 平成27年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間
4. 平成29年 6月27日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
5. 平成29年 6月27日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主の他、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーにとって納得性の高い経営を実現することがコーポレート・ガバナンスに対する当社の基本的な考えです。そしてこの納得性の高い経営を実現していくために、当社、特に経営者は「ディスコの社会的地位の向上」及び「ステークホルダーとの最良の価値交換の実現」を追究し続ける必要があると考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(イ) 会社の機関の基本説明

当社は、監査役設置会社であり、かつ社外取締役を選任しております。会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査役会を設置しております。

(ロ) 会社の機関、主な会議体等の内容

取締役会は、機動的な経営判断ができるよう社外取締役を含め、6名（男性6名）という少人数で構成しており、重要な業務執行および法定事項について決定するとともに業務執行の監督を行っています。取締役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

社外取締役2名とも独立役員として選任しており、取締役会における議決権を有していることから、経営に対する監督機能の実効性を確保しております。

また、重要な事項を審議する会議体として、取締役会で選定された取締役および常勤監査役で構成する「経営会議」を設けており、取締役会に提案したり、社長の意思決定を支援しています。

さらに、常勤の取締役および常勤監査役は、毎月幹部社員全員が参加する「幹部会」に出席し、事業の状況把握と情報共有化を図っています。

当社は、執行役員制度を導入しており、4名（男性4名）で構成しております。執行役員は、経営マネジメントの一員として責任ある意思決定を行い、経営執行の質を一層向上させる職責を担っております。社長が執行役員の職務を統括・指揮し、取締役会および各取締役は、執行役員の職務の執行を監督する体制を取っております。

監査役会は、全員が社外監査役の4名（男性4名）で構成されており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を十分整えております。期初に監査方針、監査計画、役割分担を決め、各監査役はそれに従って取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席するなど、取締役の職務執行の監査を行っています。監査役会は原則として毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

当社は、これまで各取締役・執行役員の報酬を公平中立に決定することを目的として報酬諮問委員会を設置・運用してまいりましたが、2015年（平成27年）6月よりこれを改組し、取締役・執行役員の指名・報酬に関する委員会として指名・報酬諮問委員会を設置しました。

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長、取締役会長、社外取締役2名および社外監査役1名で構成されております。取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の各候補者の選任案および報酬について審議し、取締役会に答申しております。また、監査役の各候補者の選任案および報酬について監査役会に助言しております。

(ハ) 現状のガバナンス体制を採用している理由

社外取締役を選任している理由は、独立役員である社外取締役の取締役会における議決権の行使により、経営全般および利益相反の監督機能を強化するためであります。また、社外取締役の存在は、コーポレート・ガバナンスの向上に資すると考えております。

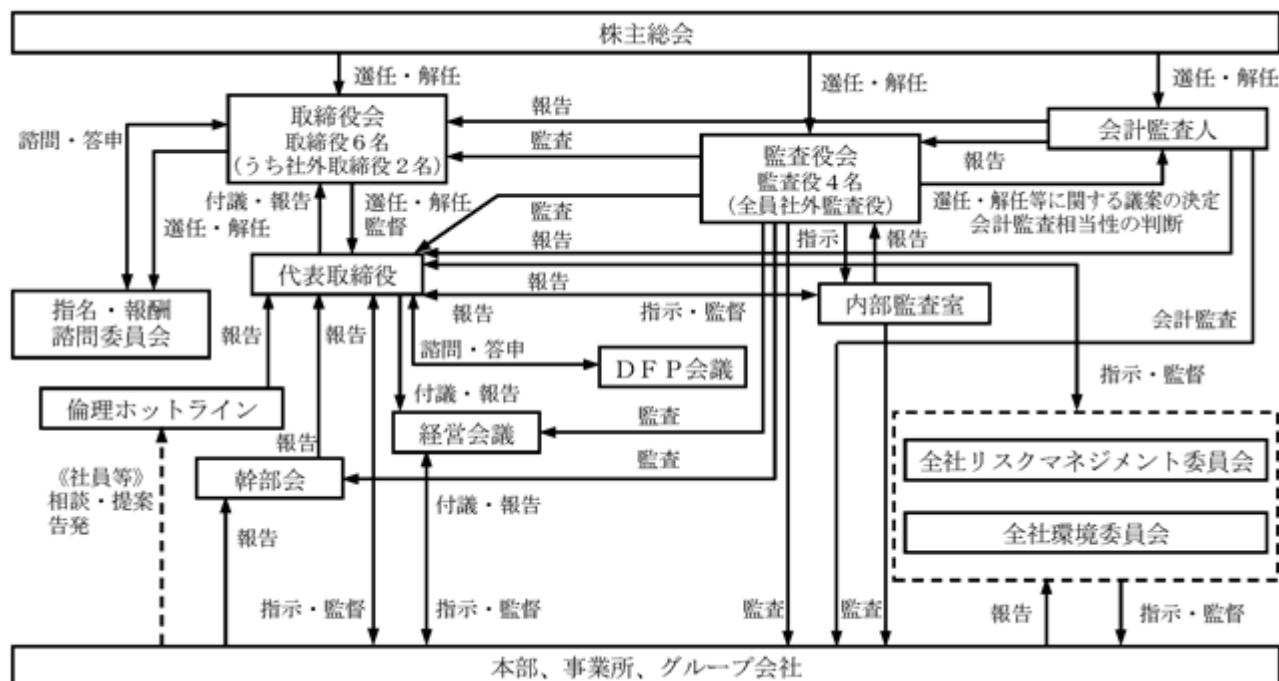
監査役全員を社外監査役で構成し、全員を独立役員として選任することにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を構築しています。

また、社外の視点を取り入れることにより、取締役会に緊張感が生まれ、社外の者でも理解できる説明が必要とされるため、経営判断のプロセスの透明性がより高まるものと考えております。

さらに、社外取締役2名および社外監査役1名を含む指名・報酬諮問委員会を設置・運用することにより、透明性・健全性を高く維持しつつ、かつ効率的に企業経営を行い、企業価値の向上を図ります。

(二) ガバナンス相關図

会社の機関、会議体等におけるガバナンスの關係は次図のとおりです。



監査役監査、内部監査の状況

(イ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役と会計監査人とは定期的に年7回、会計監査の計画、方法と結果の報告を受けるなど相互連携に努めるほか、内部統制の整備状況の監視・検証、監査報酬の妥当性の検討など、必要に応じて随時情報・意見交換を行っております。

当社監査役4名全員が社外監査役であり、社外の視点をとり入れることにより取締役会に緊張感が生まれ、社外の者でも理解できる説明が必要とされるため、経営判断のプロセスの透明性がより高まるものと考えております。

監査役 巴亦 力氏につきましては、当社の事業領域における豊富な経験や高い見識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただけると判断しております。

監査役 高柳 忠雄氏、黒沼 忠彦氏および山口 裕正氏につきましては、金融関係の業務に長年携わってきた識見と経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただけると判断しております。

監査役は、内部監査室(2名)やその他部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができ、当該事項を遂行する社員は、その遂行に当たり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けないサポート体制を整えております。内部監査室やその他部門の社員は、監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、適切かつ迅速に報告しております。なお、事業所および海外現地法人等への監査については、内部監査室が年間計画のもと往査し、監査役はその結果につき報告を受けるほか、必要に応じ随時往査しております。

(ロ) 会計監査の状況

会計監査は平成15年度より、有限責任 あずさ監査法人に依頼しており、年3回の四半期と本決算の監査時以外にも、監査法人の求めに応じて随時、必要なデータを提出しております。監査業務を執行した公認会計士は、寺田 昭仁、越智 一成の両氏で、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他11名です。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は4名であります。

社外取締役の稲崎 一郎氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和59年4月に慶應義塾大学理工学部教授に就任、平成13年5月に慶應義塾大学理工学部長に就任、平成19年4月に慶應義塾大学名誉教授、中部大学教授に就任、平成23年6月に中部大学中部高等学術研究所所長に就任、平成24年3月に三菱鉛筆株式会社の社外監査役に就任、平成24年4月に中部大学特任教授に就任いたしました。平成25年6月より当社の非常勤取締役(社外取締役)に就任しております。なお、同氏は、平成27年4月に中部大学名誉教授に就任、学校法人中部大学の現任の理事(平成27年4月就任)ですが、当社と学校法人中部大学とは取引および利害関係はありません。

社外取締役の田村 進一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和63年10月に大阪大学医学部附属バイオメディカル教育研究センター教授に就任、平成19年4月に大阪大学名誉教授、同大学臨床医工学融合研究教育センター招へい教授に就任、平成19年4月にエヌビエール株式会社取締役技術研究所長に就任いたしました。平成27年6月より当社の非常勤取締役(社外取締役)に就任しております。なお、同氏は、株式会社NBL研究所の現任の取締役(平成22年8月就任)ですが、当社と株式会社NBL研究所とは取引および利害関係はありません。

社外監査役の巳亦 力氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和38年4月に株式会社日立製作所に入社、平成5年2月に退職いたしました。平成5年2月に日立東京エレクトロニクス株式会社に入社、平成11年2月に退職いたしました。平成11年3月に株式会社新川に入社、平成21年6月に退職いたしました。平成21年6月より当社の常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社日立製作所は当社の取引先ではありますが、主要な取引先ではありません。

社外監査役の高柳 忠雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和49年4月に旧株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行、平成17年7月に退職いたしました。平成17年7月に株式会社銭高組に入社、平成19年3月に退職いたしました。平成19年6月より当社の常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引金融機関ではありますが、主要な取引先ではありません。

社外監査役の黒沼 忠彦氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和43年4月に旧株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行、平成9年3月に退職いたしました。平成9年3月に日本レーシングリース株式会社の取締役就任、平成19年3月に退職いたしました。平成19年6月より当社の非常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引金融機関ではありますが、主要な取引先ではありません。

社外監査役の山口 裕正氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和46年4月に旧株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行、平成14年5月に旧株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務執行役員に就任、平成15年6月に退任いたしました。平成15年6月に旧藤和不動産株式会社（現三菱地所レジデンス株式会社）代表取締役副社長に就任、平成21年3月に退任いたしました。平成21年6月にユニチカ株式会社代表取締役専務執行役員に就任、平成27年6月に退任いたしました。平成27年6月より当社の非常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、同氏は、新日本建設株式会社の現任の社外取締役（平成27年6月就任）ですが、当社と新日本建設株式会社とは取引および利害関係はありません。また、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引金融機関ではありますが、主要な取引先ではありません。

当社では、独立社外取締役または独立社外監査役を選任しようとする場合の候補者の独立性について、以下の項目のいずれかに該当する場合に独立性を有しないものと判断します。

- (1) 当社および当社の関連会社（以下「ディスコグループ」という）の業務執行者（「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人等をいう。以下同じ）または業務執行者であった者
- (2) ディスコグループを主要な取引先とする者（「主要な取引先」とは、直近の1事業年度において、ディスコグループとの取引に関して当社の年間連結売上高の2%を超えて支払いをした者または支払いを受けた者、もしくはその取引先からの借入金額がディスコグループの総負債額の20%を超える者をいう。以下同じ）またはその業務執行者
- (3) ディスコグループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) ディスコグループから役員報酬以外に多額（「多額」とは、過去3事業年度における年間支払額の平均額が1,000万円を超える額をいう）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (5) 当社の主要株主（「主要株主」とは、当社の総議決権の5%超の議決権を直接または間接に保有している者をいう）またはその業務執行者
- (6) ディスコグループが総議決権の5%超の議決権を直接または間接に保有している者またはその業務執行者
- (7) 現事業年度を含む過去10年間において上記(2)～(6)に該当していた者
- (8) 上記(1)～(7)に該当する者が重要な者（「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう）である場合には、その者の配偶者または2親等以内の親族にあたる者

リスク管理体制の整備の状況

当社は企業経営として、効率的な事業運営を行う「事業経営」と、それを支える企業文化や価値観を絶えず共有し続けるための「組織経営」があると考えております。企業として効率性を追求することは非常に重要ですが、短期的な業績の追求が行き過ぎることによって様々な弊害が生じます。また、企業不祥事や事故発生の背景には、企業文化に問題があるケースが多いと言われております。

当社では「企業文化の良質化」を目的とする全社的プロジェクトDFP（ディスコ・フューチャー・プロジェクト）に1995年（平成7年）から外部の専門家を加え「経営の主要業務」として継続的に取り組んでおります。

「DISCO VALUES」と呼ぶ価値観の体系を構築し、経営者から一般従業員にいたるまで、良質な企業文化の構築・浸透に力を注いでおります。

リスク管理活動を統轄する組織として代表取締役社長を委員長とした「全社リスクマネジメント委員会」を設置しています。各部門は、年度方針に基づき、平時からリスクの顕在化の未然防止策の継続的見直しや改善を行っています。

倫理体制、内部通報制度

当社では、「DISCO VALUES」のなかに示された当社の目指すもの、在り方に関する本質的な理解、浸透を進めるとともに、これに沿わないものや反するものを確実に回避するため、倫理的分野のより具体的な規範を「倫理規程」として定めております。そしてその確実な浸透を実現するため、重要な経営方針の一つとして、構成員全員が倫理を意識した行動を日常的に実践できるレベルの達成を目指しております。

当社では、遵法経営確立のため内部通報制度を策定し、法令上のみならず「DISCO VALUES」に対して疑義のある行為等について、直接それを報告・告発できる手段として倫理調査委員会（社外弁護士事務所構成）や法務部門等を窓口とするホットラインを設けるとともに、報告等がなされた場合の内容調査、再発防止策の策定・実施、社内教育等を行っています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、取締役・社員など構成員全員は、反社会的勢力の利用、あるいは反社会的勢力への資金の提供や協力、加担などの一切の関わりを持たない。
- (ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (a) 反社会的勢力との関係遮断の明文化
倫理的な分野におけるルールを規定した「倫理規程」を策定し、その中に反社会的勢力との関係を遮断することを明記している。
- (b) 社内体制の整備状況
- () 当社の企業倫理への取り組みは、「倫理規程」全文を当社のホームページに公開し、法令を遵守し、非道徳的と考えられている事柄は絶対に行わないという強い意志のもとに、組織全体で実践していることを示している。
 - () 取締役・社員など構成員全員が倫理的な行動が実践されているかを確認するためのサポートシステムを構築し、また、企業倫理向上に向けた提案の受付のために、相談・報告の窓口を設置している。
 - () 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応統括部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。
 - () 対応統括部署は、警察が主催する連絡会、特殊暴力防止対策連合会等、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除活動に積極的に参加している。
また、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

役員報酬の内容

- (イ) 報酬等の額またはその算定方法にかかる決定に関する方針の内容および決定方法
- (a) 報酬の方針の内容
- () 報酬の目的（報酬哲学）
当社では、報酬哲学として次の報酬原則を定めています。
- ・株主価値向上を促進するとともに、取締役が株主との利益を共有する報酬制度であること
 - ・ディスコの事業戦略上の業績目標の達成を動機付ける報酬制度であること
 - ・競争力ある報酬水準を提供することにより、当社の価値観DISCO VALUESを共有し、企業の成長に貢献する優秀な人材が共に働いていきたいと思う報酬水準であること
 - ・報酬制度の決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであること
- () 報酬水準
報酬水準については、目的の3つ目にあるとおり、同輩企業群（半導体製造装置メーカーや半導体・電子部品メーカー、その他ベンチマークとなりえる優良企業群）と比較して「競争力ある、遜色のない水準」を目指しています。具体的には、外資系大手コンサルティング会社が毎年行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業群の役員別報酬の中位値程度を目安として決定しています。
- () 報酬ミックス
取締役の報酬は、(a) 毎月支給される基本報酬、(b) 取締役賞与、(c) 通常型ストックオプション、(d) 株式報酬型ストックオプションの4種類で構成しています。このうち、(a)のみが固定的報酬で、(b)～(d)は全て変動報酬（業績連動および評価連動）です。固定的報酬と変動報酬の比率は、標準的な目標業績を達成した場合は、1.00対0.94～1.00 とほぼ半々になっています。
- () 取締役賞与
(b) 取締役賞与は、短期インセンティブとして位置付け、2018年(平成30年)3月期より「業績連動給与」を導入し、取締役に対し、取締役賞与として以下の方式に基づいて算定される利益連動賞与（業績連動給与）および個人評価賞与を支給します。

表1 役員別賞与基準額 ¹

単位：千円

| 取締役役位 | 基準額 | 代表権加算額 | COO加算額 | CEO加算額 ² |
|-------|--------|--------|--------|---------------------|
| 会長 | 18,608 | + | + | + |
| 社長 | 17,664 | | | |
| 副社長 | 14,624 | | | |
| 専務 | 12,592 | | | |
| 常務 | 9,632 | | | |
| 取締役 | 7,760 | | | |
| | | 2,208 | 3,184 | 2,240 |

¹：役員別賞与基準額は、役員ごとに定めた基準額に役割に応じた賞与を加算し算出します。

²：CEO加算額は、CEOとCOOを兼務する場合には加算しません。

・ 利益連動賞与

1 算定方式

表1の役員別賞与基準額に基づいて、表2、表3に定める業績評価指標に応じて、以下の計算式により賞与額を算出します。

$$\text{利益連動賞与支給額} = \text{役員別賞与基準額 (表1)} \times \text{単年指標係数 (表2)} \times \text{累計指標係数 (表3)}$$

表2 単年指標係数

| 単年連結経常利益率 ³ | 単年指標係数 |
|------------------------|------------------------|
| 5%未満 | 0 |
| 5%以上30%未満 | 0.5～3.0未満 ⁴ |
| 30%以上 | 3.0 |

³：単年連結経常利益率 = 単年連結経常利益 ÷ 連結売上高

⁴：単年連結経常利益率 × 0.1

表3 累計指標係数

| 4年累計連結経常利益率 ⁵ | 累計指標係数 |
|--------------------------|--------|
| 20%未満 | 1.0 |
| 20%以上 | 1.5 |

⁵：4年累計連結経常利益率 = 直近4年間の連結経常利益累計額 ÷ 直近4年間の連結売上高累計額

2 留意事項

- ・ 本利益連動賞与は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与であり、支給対象は同号に規定する業務執行役員である取締役です。社外取締役および監査役は含まれません。
- ・ 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標」は、単年連結経常利益率および4年累計連結経常利益率とします。
- ・ 支給する利益連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は3億円を限度とします。

・ 個人評価賞与

1 算定方式

役員別賞与基準額に基づいて、個人の定性評価と会社の業績から導かれる係数に応じて、以下の計算式により賞与額を算出します。業績評価指標のみを基準とする利益連動賞与とは異なり、個人評価賞与は、各取締役に係る7段階の定性評価も併せて報酬額の算定基準とします。

$$\text{個人評価賞与支給額} = \text{役員別賞与基準額 (表1)} \times \text{定性評価係数 (0～3.9375)}$$

2 留意事項

- ・ 定性評価が下位3段階の場合は、個人評価賞与は支給しません。
- ・ 業績不振の場合は、個人評価賞与は支給しません。(単年連結経常利益率5%未満を目処)
- ・ 個人評価賞与の総支給額は2億6千万円を限度とします。

- () (c) 通常型ストックオプションは、中期インセンティブとして位置付け、役員ごとに基準額を設定し、権利付与の2年後から6年間権利行使可能としています。
- () (d) 株式報酬型ストックオプションは、従来の退職慰労金に代わるもの(退職慰労金制度は平成16年6月に廃止)で、長期インセンティブとして位置付け、退任した後に限り権利行使可能(ただし、付与日から20年間)としています。
- () 監査役報酬
監査役報酬については、指名・報酬諮問委員会の助言を経て、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保から業績との連動は行わず、固定的月額報酬のみを支給することにしています。

(b) 報酬決定方法

- () 指名・報酬諮問委員会の位置付け
コーポレート・ガバナンスに関する施策の一つとして、これまで各取締役・執行役員の報酬を公平中立に決定することを目的として報酬諮問委員会を設置・運用してまいりましたが、2015年(平成27年)6月よりこれを改組し、取締役・執行役員の指名・報酬に関する委員会として指名・報酬諮問委員会を設置しました。位置づけとして、取締役会へ答申を行う諮問機関となっており、平成28年3月期の指名・報酬諮問委員会は、6回開催しました。

() 構成メンバー

委員長1名、委員2名以上で構成し、委員長は、代表取締役社長が就任し、委員は取締役会で選任しております。現在は、代表取締役社長、取締役会長、社外取締役2名および社外監査役1名の計5名となっております。

() 権限と責任

指名・報酬諮問委員会は、役員報酬の方針、報酬戦略の策定、役員報酬制度の検討、個人別支給額および具体的算定方法・内容について検討し、取締役・執行役員に関する事項は取締役会に答申、監査役に関する事項は監査役に助言しています。特に役員報酬規制や役員報酬を取り巻く環境の変化を踏まえ、役員報酬制度について常に見直すとともに、報酬水準については、毎年、外資系コンサルティング会社が行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業群の報酬水準と比較検討しています。

() 報酬決定方法の透明性・客観性を高めるため、上記各事項を定めた規程として、取締役報酬規程、監査役報酬規程、指名・報酬諮問委員会規程の各内規があり、また指名・報酬諮問委員会が開かれる都度、議事録を作成しています。

(ロ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 642 | 208 | 146(83) | 288 | - | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | - | - | - | - | - | 0 |
| 社外役員 | | | | | | |
| 取締役 | 21 | 21 | - | - | - | 2 |
| 監査役 | 54 | 54 | - | - | - | 4 |

(注) 1. 取締役の員数は、平成29年3月31日現在6名(うち社外取締役は2名)です。

2. 使用人兼務取締役はありません。

3. スtockオプションのうち株式報酬型Stockオプションの金額を()で内書表示しています。

4. 当社の監査役は全員社外役員であります。

5. 取締役の報酬限度額は、基本報酬については平成13年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額3億円以内およびStockオプションについては平成18年6月23日開催の第67回定時株主総会において年額1億60百万円以内と決議されています。

6. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第70回定時株主総会において年額65百万円以内と決議されています。

(ハ) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

| 氏名 | 役員区分 | 会社区分 | 報酬等の種類別の額等(百万円) | | | | 報酬等の総額 (百万円) |
|-------|------|------|-----------------|-----------|-----|-------|-----------------|
| | | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 溝呂木 斉 | 取締役 | 提出会社 | 72 | 53(30) | 132 | - | 258 |
| 関家 一馬 | 取締役 | 提出会社 | 72 | 53(30) | 127 | - | 253 |

(注) 1. 連結子会社の役員としての報酬はありません。

2. 使用人兼務取締役ではありません。

3. Stockオプションのうち株式報酬型Stockオプションの金額を()で内書表示しています。

取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

- (イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
7銘柄 42百万円
- (ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- (ハ) 保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。
- (ニ) 保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

《内部統制システム構築の基本方針》

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を定める。当該の体制は、既に社内に導入、運営しているものであるが、その目的、意義を充分理解し、今後も継続して実現性の向上及び体制の改善、充実を図る。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社は、「DISCO VALUES」（「社会性」と「普遍性」を基礎として当社の価値観、即ち進むべき方向や企業としてのあるべき姿を体系的に示すもの）のもとに取締役・社員など構成員全員が良好な価値観を共有し、「DISCO VISION」（2020年までに実現したい当社の企業像、すなわち到達すべき目標地点を示すもの）の達成と、社会的存在としての企業の使命を全うしていくことを目指す。そのため、代表取締役社長をはじめとする取締役が率先して「DISCO VALUES」の浸透活動を進めるとともに、構成員全員が日々の経営、事業活動にその内容を確実に反映させることにより透明性、公正性の高い企業を築く。
- (ロ) 当社は、「DISCO VALUES」のなかに示された当社の目指すもの、在り方に関する本質的な理解、浸透を進めるとともに、これに沿わないものや反するものを確実に回避するため、倫理的分野のより具体的な規範を「倫理規程」として定める。そしてその確実な浸透を実現するため、重要な経営方針の一つとして、構成員全員が倫理を意識した行動を日常的に実践できるレベルを達成する。
- (ハ) 遵法経営確立のため内部通報制度を策定し、法令上疑義のある行為について、直接それを報告・告発できる手段として倫理調査委員会（社外弁護士事務所で構成）や法務部門等を窓口とするホットラインを設けるとともに、報告等がなされた場合の内部調査、再発防止策の策定・実施、社内教育等を確実に行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に伴う重要な意思決定と、それに基づく執行に関する文書・データ（電磁的記録を含む）について適正に保存、管理するため、情報マネジメント全般に亘る体制を整備する。文書・データはその重要度に応じて適切な保存・管理を行い、取締役の職務執行に係る適正性、効率性を確認するため調査が必要な場合、アクセスが適切に行える体制を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメントを経営の最重要課題の一つとして捉え、あらゆるリスクへの対応を図るため、代表取締役社長を委員長とする全社リスクマネジメント委員会を設け、リスク管理体制の整備、リスク対応戦略の協議、リスク発生時の対応方針の決定等を行う。また、具体的な展開活動を行うため総務部が平時からリスクの顕在化、影響評価、防止・軽減策の策定を行うとともに、関係部門と共同で施策を実施する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社の社会的使命を果たすためのビジネステーマを「高度なKiru・Kezuru・Migaku技術」を核とする事業領域に絞込み、これを深く追求し専門性を高めることを経営の基礎とすることを取締役、社員など構成員全員が理解、共有するとともに、取締役はこの方針のもとに経営資源の確実な集中を実現する。
- (ロ) 当社は、取締役が機動的な経営判断、執行が行える体制を整備するため、取締役会を中心として経営会議、幹部会等の会議体を設けるとともに、ITシステムを全社展開し効率的な情報伝達、分析・検討、意思決定を実現する。
- (ハ) 取締役は「DISCO VISION」をはじめとする経営課題の達成のため、部門ごとに年度目標を設定させ、その計画、実行、検証、改善のサイクルを通じて、適切な指示、管理を行う。また、全社的に業務の改善、効率化を促進するためPIM活動(Performance Innovation Management)を継続して展開する。
- (ニ) 業績は月次を単位として取締役に報告され、取締役は経営会議、幹部会等においてこの結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における事業計画の進捗状況を管理する。
- (ホ) 自社の状況を的確に判断し経営方針、経営計画を最良の方法で実践するためには、活動組織単位と、さらに個々の構成員単位で会計情報を捉える機能を持つ管理会計が必要であり、意志を持った有機的な組織の実体を反映し、各組織および各構成員が自律的に最良な機能を果たすために有効な管理会計システムを全社展開する。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は、国内・海外の関係会社(以下、本項において関係会社という)に対する全般的な経営指導、管理方針および管理手続等を規定化し、かつ非常勤役員を派遣し、経営上の重要な課題、計画、施策等の策定をサポートするとともに、遵法経営の維持・推進等をチェックする。
- (ロ) 関係会社の事業遂行状況、業績の管理は、経営会議において業績等の定期報告を受け、この結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における事業計画の進捗状況を管理する。
- (ハ) 監査役は連結経営に対応したグループ会社全体の監視・監査を実効的かつ適正に行うため、関係会社に出向き定例的に業務監査を実施する他、内部監査室・会計監査人との緊密な連携等の確な体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、内部監査室その他の部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができる。当該事項を遂行する社員は、その遂行にあたり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けない。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (イ) 監査役は、取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席し、経営状況・意思決定プロセスについて常時把握、監査する。
- (ロ) 監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、迅速かつ有効に報告する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、独立の立場の保持に努め、定期的に、また必要に応じ随時、代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。
- (ロ) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行う。

《財務報告に係る内部統制に関する基本方針》

当社グループが行う財務報告を正確で信頼性の高いものとするため、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する基本方針を以下のとおり定める。

原則

- (イ) 当社グループが行う財務報告は、「DISCO VALUES」に掲げる「一級の企業活動」にふさわしいものでなければならない。
- (ロ) ステークホルダーに対する「透明性の高いガバナンス」を実現するためには、財務報告の正確性と信頼性の確保が不可欠である。
- (ハ) 当社グループにおける財務報告に係る内部統制は、効率性も追求しながら業務の最適化を図ることを真のねらいとする。

財務報告に係る内部統制の責任者

- (イ) 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する実務を執行する者として財務担当取締役をその責に任じ、代表取締役社長および財務担当取締役は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項について連帯して責任を負う。
- (ロ) 代表取締役社長および財務担当取締役は、金融商品取引法の第24条の4の2に定められた「確認書」の提出および内容について責任を負う。
- (ハ) 代表取締役社長および財務担当取締役は、金融商品取引法の第24条の4の4に定められた「内部統制報告書」の提出および内容について責任を負う。

所管部門

当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務担当取締役の指示のもと、サポート本部内部統制チームが所管する。

評価の基準

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる基準として、金融庁の企業会計審議会が公開する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を採用し、その記載内容に準拠して評価を行う。

評価の体制

- (イ) 財務報告に係る内部統制の評価は、サポート本部内部統制チームが主管となり、内部監査室と共同で行う。
- (ロ) 評価の結果は、代表取締役社長および財務担当取締役が承認する。

評価の範囲

- (イ) サポート本部内部統制チームは、年度毎に財務報告に係る内部統制の評価範囲を定め、代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。ただし、当該評価範囲は「意見書」に示されている水準を上回るものとする。
- (ロ) 前項の評価範囲に変更があった場合は、変更した内容について代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。

評価の計画

- (イ) サポート本部内部統制チームは、年度毎に財務報告に係る内部統制の評価の計画を定め、代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。
- (ロ) 前項の評価計画に変更があった場合は、変更した内容について代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。

教育・訓練

サポート本部内部統制チームは、この基本方針を遵守するために必要な社内教育および訓練を実施する。

懲罰

- (イ) 会社は、役員および従業員等が本基本方針に反する行為を行った場合には、社内規程に基づき処分を行う。
- (ロ) 前項の規定は、役員および従業員等が財務報告に係る内部統制を無効とするような行為を行った場合について準用する。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 39 | - | 39 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 39 | - | 39 | - |

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるDISCO HI-TEC AMERICA, INC.、DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD、DISCO HI-TEC EUROPE GmbHおよびDISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.他4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬47百万円、非監査業務に基づく報酬14百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるDISCO HI-TEC AMERICA, INC.、DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD、DISCO HI-TEC EUROPE GmbHおよびDISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.他4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬40百万円、非監査業務に基づく報酬16百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損なわないような体系を保持することを前提として、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

また、監査報酬は監査役会の同意を得て、取締役会の承認をもって決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 67,188 | 77,718 |
| 受取手形及び売掛金 | 33,465 | 38,895 |
| 商品及び製品 | 7,982 | 6,832 |
| 仕掛品 | 10,366 | 10,394 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12,343 | 13,108 |
| 繰延税金資産 | 3,806 | 3,734 |
| その他 | 3,387 | 4,027 |
| 貸倒引当金 | 208 | 71 |
| 流動資産合計 | 138,333 | 154,639 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 1 37,378 | 1 35,113 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 1 9,925 | 1 9,180 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1 680 | 1 671 |
| 土地 | 13,815 | 13,802 |
| 建設仮勘定 | 3,034 | 7,455 |
| 有形固定資産合計 | 64,834 | 66,223 |
| 無形固定資産 | 509 | 588 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 2 2,202 | 2 1,936 |
| 繰延税金資産 | 91 | 267 |
| 退職給付に係る資産 | 418 | 530 |
| その他 | 2 1,611 | 2 1,591 |
| 貸倒引当金 | 47 | 30 |
| 投資その他の資産合計 | 4,276 | 4,296 |
| 固定資産合計 | 69,619 | 71,108 |
| 資産合計 | 207,953 | 225,748 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 4,602 | 5,897 |
| 電子記録債務 | 8,692 | 11,931 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,676 | 3 8,989 |
| 未払法人税等 | 4,272 | 3,323 |
| 賞与引当金 | 4,190 | 5,300 |
| 役員賞与引当金 | 297 | 437 |
| 製品保証引当金 | 518 | 446 |
| 環境対策引当金 | 50 | - |
| 建物解体費用引当金 | 15 | - |
| その他 | 5,930 | 7,395 |
| 流動負債合計 | 30,246 | 43,722 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 3 8,583 | - |
| 役員退職慰労引当金 | 13 | 14 |
| 資産除去債務 | 115 | 117 |
| その他 | 959 | 575 |
| 固定負債合計 | 9,671 | 707 |
| 負債合計 | 39,917 | 44,430 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 20,063 | 20,374 |
| 資本剰余金 | 22,051 | 22,362 |
| 利益剰余金 | 123,245 | 136,247 |
| 自己株式 | 15 | 18 |
| 株主資本合計 | 165,344 | 178,965 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 14 | 40 |
| 為替換算調整勘定 | 1,847 | 1,388 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 16 | 10 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,878 | 1,418 |
| 新株予約権 | 755 | 840 |
| 非支配株主持分 | 56 | 93 |
| 純資産合計 | 168,035 | 181,318 |
| 負債純資産合計 | 207,953 | 225,748 |

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---|--|--|
| 売上高 | 127,850 | 134,204 |
| 売上原価 | 1 55,552 | 1 59,709 |
| 売上総利益 | 72,298 | 74,495 |
| 販売費及び一般管理費 | 2, 3 41,959 | 2, 3 43,153 |
| 営業利益 | 30,338 | 31,341 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 59 | 47 |
| 持分法による投資利益 | - | 94 |
| 為替差益 | 79 | - |
| 受取賃貸料 | 84 | 83 |
| 助成金収入 | 211 | 230 |
| その他 | 139 | 155 |
| 営業外収益合計 | 574 | 610 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 52 | 42 |
| 売上割引 | 55 | 45 |
| 持分法による投資損失 | 12 | - |
| 為替差損 | - | 72 |
| 減価償却費 | 60 | 53 |
| 貸倒引当金繰入額 | 27 | - |
| その他 | 12 | 11 |
| 営業外費用合計 | 222 | 226 |
| 経常利益 | 30,690 | 31,726 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 11 | 4 7 |
| 新株予約権戻入益 | 22 | 1 |
| 受取保険金 | 117 | - |
| 特別利益合計 | 150 | 9 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 5, 6 56 | 5, 6 117 |
| 減損損失 | 7 56 | 7 514 |
| 投資有価証券評価損 | - | 273 |
| 特別退職金 | 46 | 35 |
| 災害による損失 | - | 90 |
| 建物解体費用 | 53 | 136 |
| 建物解体費用引当金繰入額 | 15 | - |
| 特別損失合計 | 228 | 1,169 |
| 税金等調整前当期純利益 | 30,612 | 30,566 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,145 | 6,788 |
| 法人税等調整額 | 625 | 463 |
| 法人税等合計 | 7,519 | 6,325 |
| 当期純利益 | 23,092 | 24,241 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 23,096 | 24,203 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失() | 3 | 37 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------------|--|--|
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 1,283 | 347 |
| 退職給付に係る調整額 | 74 | 27 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 98 | 86 |
| その他の包括利益合計 | 8 1,307 | 8 460 |
| 包括利益 | 21,785 | 23,780 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 21,792 | 23,742 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 7 | 37 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 19,785 | 21,773 | 106,329 | 10 | 147,877 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 277 | 277 | | | 555 |
| 剰余金の配当 | | | 6,180 | | 6,180 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 23,096 | | 23,096 |
| 自己株式の取得 | | | | 4 | 4 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 277 | 277 | 16,916 | 4 | 17,467 |
| 当期末残高 | 20,063 | 22,051 | 123,245 | 15 | 165,344 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|----------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | - | 3,240 | 57 | 3,182 | 795 | 63 | 151,918 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | 555 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 6,180 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 23,096 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 4 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 14 | 1,392 | 74 | 1,303 | 39 | 7 | 1,350 |
| 当期変動額合計 | 14 | 1,392 | 74 | 1,303 | 39 | 7 | 16,116 |
| 当期末残高 | 14 | 1,847 | 16 | 1,878 | 755 | 56 | 168,035 |

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 20,063 | 22,051 | 123,245 | 15 | 165,344 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 310 | 310 | | | 621 |
| 剰余金の配当 | | | 11,201 | | 11,201 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 24,203 | | 24,203 |
| 自己株式の取得 | | | | 3 | 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 310 | 310 | 13,001 | 3 | 13,620 |
| 当期末残高 | 20,374 | 22,362 | 136,247 | 18 | 178,965 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株 主 持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|--------------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 14 | 1,847 | 16 | 1,878 | 755 | 56 | 168,035 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | 621 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,201 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 24,203 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 25 | 459 | 27 | 460 | 85 | 37 | 337 |
| 当期変動額合計 | 25 | 459 | 27 | 460 | 85 | 37 | 13,282 |
| 当期末残高 | 40 | 1,388 | 10 | 1,418 | 840 | 93 | 181,318 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 30,612 | 30,566 |
| 減価償却費 | 6,545 | 5,987 |
| 減損損失 | 56 | 514 |
| 投資有価証券評価損益（は益） | - | 273 |
| 持分法による投資損益（は益） | 12 | 94 |
| 貸倒引当金の増減額（は減少） | 8 | 126 |
| 賞与引当金の増減額（は減少） | 593 | 1,093 |
| 役員賞与引当金の増減額（は減少） | 55 | 140 |
| 製品保証引当金の増減額（は減少） | 10 | 62 |
| 退職給付に係る資産負債の増減額 | 219 | 112 |
| 有形固定資産除売却損益（は益） | 44 | 109 |
| 助成金収入 | 211 | 230 |
| 受取保険金 | 117 | - |
| 受取利息及び受取配当金 | 59 | 47 |
| 支払利息 | 52 | 42 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 347 | 5,536 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 3,456 | 1,502 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 6,764 | 4,530 |
| 未払金の増減額（は減少） | 1,075 | 587 |
| その他 | 4,350 | 1,448 |
| 小計 | 37,698 | 40,586 |
| 利息及び配当金の受取額 | 58 | 54 |
| 利息の支払額 | 43 | 39 |
| 法人税等の支払額又は還付額（は支払） | 8,724 | 7,910 |
| 助成金の受取額 | 211 | 215 |
| 保険金の受取額 | 117 | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 29,316 | 32,905 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8,380 | 10,091 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 38 | 43 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 116 | 272 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 19 | 0 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 0 | - |
| 短期貸付金の純増減額（は増加） | 37 | 32 |
| 長期貸付けによる支出 | 195 | 295 |
| 長期貸付金の回収による収入 | 328 | 222 |
| 定期預金の預入による支出 | 10,000 | 6,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 11,201 | 10,000 |
| その他 | 6 | 18 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 7,174 | 6,342 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 1,227 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 2,175 | 1,247 |
| 自己株式の取得による支出 | 4 | 3 |
| 配当金の支払額 | 6,179 | 11,198 |
| 株式の発行による収入 | 396 | 493 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 6,734 | 11,956 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 423 | 78 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 14,984 | 14,528 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 42,177 | 57,162 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 57,162 | 71,690 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

(株)ディスコ アブレイシブ システムズ

(株)ダイイチコンポーネッツ

(株)ディスコKKMファクトリーズ

DISCO HI-TEC AMERICA, INC.

DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD

DISCO HI-TEC EUROPE GmbH

DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.

DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.

DISCO HI-TEC KOREA Corporation

DD Diamond Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)KKMインベストメント

DHK Solution Corporation

DISCO HI-TEC PHILIPPINES, INC

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社

主要な会社名

DHK Solution Corporation

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(株)KKMインベストメント、DISCO HI-TEC PHILIPPINES, INC他2社及び関連会社1社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.、DD Diamond Corporation他2社の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.他1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

また、DD Diamond Corporation他1社については、12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品・原材料

当社は総平均法を、連結子会社は主として移動平均法を採用しております。

製品・仕掛品

精密加工装置については個別法を、精密加工ツールについては主として総平均法を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～50年 | 機械装置及び運搬具 | 2～12年 |
|---------|-------|-----------|-------|

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品保証に係る無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

建物の解体費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社1社は内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、振当処理を行い、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...通貨スワップ及び金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び借入金利息

ヘッジ方針

主に当社の内規である「リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしているため、また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 減価償却累計額 | 50,743百万円 | 52,986百万円 |

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 投資有価証券(株式) | 1,866百万円 | 1,875百万円 |
| その他(出資金) | 16 | 16 |

3. シンジケートローン方式によるターム・ローン契約

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン方式によるターム・ローン契約には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各連結会計年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

各連結会計年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

借入実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | -百万円 | 5,000百万円 |
| 長期借入金 | 5,000 | - |
| 計 | 5,000 | 5,000 |

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

- (1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越限度額 | 13,959百万円 | 13,924百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 13,959 | 13,924 |

- (2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と平成24年9月4日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 18,000百万円 | 18,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 18,000 | 18,000 |

なお、貸出コミットメント契約につきましては、主に以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各連結会計年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

各連結会計年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

- (3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と平成27年3月31日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 20,000百万円 | 20,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 20,000 | 20,000 |

なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各連結会計年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、平成26年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

各連結会計年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--|--|--|
| | 259百万円 | 374百万円 |

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 製品保証費 | 1,718百万円 | 1,297百万円 |
| 給料及び賞与 | 9,042 | 10,598 |
| 貸倒引当金繰入額 | 16 | 22 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,659 | 1,825 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 297 | 437 |
| 退職給付費用 | 357 | 299 |
| 研究開発費 | 13,499 | 14,670 |

3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--|--|--|
| | 13,499百万円 | 14,670百万円 |

4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 機械装置及び運搬具 | 10百万円 | 7百万円 |
| 工具、器具及び備品他 | 0 | 0 |
| 計 | 11 | 7 |

5. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 建物及び構築物 | 0百万円 | 0百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 2 | 27 |
| 工具、器具及び備品他 | 1 | 0 |
| 計 | 3 | 28 |

6. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 建物及び構築物 | 18百万円 | 12百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 32 | 55 |
| 工具、器具及び備品他 | 0 | 1 |
| 建設仮勘定 | - | 19 |
| 計 | 52 | 89 |

7. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失(百万円) |
|-------|----|----------|-----------|
| 広島県呉市 | 工場 | 建物及び構築物等 | 56 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、関係各社ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループは将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物55百万円であります。

なお、回収可能価額は転用可能な資産以外については売却可能性が見込めないため、使用価値を零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失(百万円) |
|-------|-------|----------|-----------|
| 広島県呉市 | 工場 | 建物及び構築物等 | 387 |
| 中国蘇州市 | 事業用資産 | 建物及び構築物等 | 127 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、関係各社ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループは将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物469百万円であります。

なお、回収可能価額は転用可能な資産以外については売却可能性が見込めないため、使用価値を零として評価しております。

8. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 1,283 | 347 |
| 組替調整額 | - | - |
| 税効果調整前 | 1,283 | 347 |
| 税効果額 | - | - |
| 為替換算調整勘定 | 1,283 | 347 |
| 退職給付に係る調整額： | | |
| 当期発生額 | 9 | 16 |
| 組替調整額 | 99 | 22 |
| 税効果調整前 | 109 | 39 |
| 税効果額 | 34 | 12 |
| 退職給付に係る調整額 | 74 | 27 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額： | | |
| 当期発生額 | 98 | 86 |
| その他の包括利益合計 | 1,307 | 460 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(千株) | 当連結会計年度増加 株式数(千株) | 当連結会計年度減少 株式数(千株) | 当連結会計年度末 株式数(千株) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 35,704 | 85 | - | 35,789 |
| 合計 | 35,704 | 85 | - | 35,789 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2 | 3 | 0 | - | 4 |
| 合計 | 3 | 0 | - | 4 |

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加85千株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(千株) | | | | 当連結 会計年度末 残高 (百万円) |
|---------------|-------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結 会計年度 増加 | 当連結 会計年度 減少 | 当連結 会計年度末 | |
| 提出会社 (親会社) | ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | 755 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 755 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,141 | 88 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月24日 |
| 平成27年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 3,038 | 85 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,230 | 利益剰余金 | 230 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月27日 |

当連結会計年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数（千株） | 当連結会計年度増加 株式数（千株） | 当連結会計年度減少 株式数（千株） | 当連結会計年度末 株式数（千株） |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注）1 | 35,789 | 81 | - | 35,870 |
| 合計 | 35,789 | 81 | - | 35,870 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注）2 | 4 | 0 | - | 4 |
| 合計 | 4 | 0 | - | 4 |

- （注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加81千株は、新株予約権の行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（千株） | | | | 当連結 会計年度末 残高 （百万円） |
|---------------|-------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結 会計年度 増加 | 当連結 会計年度 減少 | 当連結 会計年度末 | |
| 提出会社 （親会社） | ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | 840 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 840 |

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成28年 6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,230 | 230 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月27日 |
| 平成28年11月 7日 取締役会 | 普通株式 | 2,970 | 83 | 平成28年 9月30日 | 平成28年12月 9日 |

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 配当の原資 | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成29年 6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,436 | 利益剰余金 | 291 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月28日 |

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日） | 当連結会計年度 （自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日） |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 67,188百万円 | 77,718百万円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 10,026 | 6,027 |
| 現金及び現金同等物 | 57,162 | 71,690 |

(リース取引関係)

1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度(平成28年3月31日) | | |
|-----------|---------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 建物及び構築物 | 1,334 | 1,034 | 300 |
| 機械装置 | 6 | 4 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 6 | 5 | 1 |
| 合計 | 1,347 | 1,044 | 303 |

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度(平成29年3月31日) | | |
|-----------|---------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 建物及び構築物 | 1,334 | 1,101 | 233 |
| 機械装置 | 6 | 4 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 6 | 5 | 1 |
| 合計 | 1,347 | 1,111 | 235 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 未経過リース料期末残高相当額 | | |
| 1年内 | 67 | 67 |
| 1年超 | 235 | 168 |
| 合計 | 303 | 235 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|----------|--|--|
| 支払リース料 | 67 | 67 |
| 減価償却費相当額 | 67 | 67 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 328 | 299 |
| 1年超 | 714 | 474 |
| 合計 | 1,043 | 774 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金(貸出コミットメント契約による銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、元本が毀損しない預金等に限定しております。

また、デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理取扱規程に則り、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、時価のあるものについては市場価格の変動リスクに、また時価のないものについては発行会社の純資産変動リスクに晒されております。当該リスクの管理のため、市場価格や発行会社の財務状況の継続的モニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金には主に設備投資にかかる資金調達であり、固定金利による調達及び通貨スワップ取引、金利スワップ取引により支払利息及び返済金額の変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、外貨建ての営業金銭債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約と借入金の通貨スワップ取引及び金利スワップ取引であります。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|----------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 67,188 | 67,188 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 33,465 | 33,465 | - |
| 貸倒引当金（ 1 ） | 182 | 182 | - |
| 受取手形及び売掛金（純額） | 33,283 | 33,283 | - |
| 資 産 計 | 100,471 | 100,471 | - |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 4,602 | 4,602 | - |
| (2) 電子記録債務 | 8,692 | 8,692 | - |
| (3) 長期借入金（1年内返済予定含む） | 10,259 | 10,288 | 28 |
| 負 債 計 | 23,554 | 23,583 | 28 |
| デリバティブ取引（ 2 ） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 268 | 268 | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | - | - | - |
| デリバティブ取引計 | 268 | 268 | - |

- 1 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- 2 デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 77,718 | 77,718 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 38,895 | 38,895 | - |
| 貸倒引当金(1) | 71 | 71 | - |
| 受取手形及び売掛金(純額) | 38,823 | 38,823 | - |
| 資 産 計 | 116,542 | 116,542 | - |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 5,897 | 5,897 | - |
| (2) 電子記録債務 | 11,931 | 11,931 | - |
| (3) 長期借入金(1年内返済予定含む) | 8,989 | 8,990 | 0 |
| 負 債 計 | 26,818 | 26,818 | 0 |
| デリバティブ取引(2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 183 | 183 | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | - | - | - |
| デリバティブ取引計 | 183 | 183 | - |

- 1 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- 2 デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金には、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 2,202 | 1,936 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について273百万円の減損処理を行っております。

(注) 3 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 67,188 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 33,465 | - | - | - |
| 合計 | 100,654 | - | - | - |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 77,718 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 38,895 | - | - | - |
| 合計 | 116,613 | - | - | - |

(注) 4 . 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 1,676 | 8,583 | - | - | - | - |
| 合計 | 1,676 | 8,583 | - | - | - | - |

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|----------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 8,989 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 8,989 | - | - | - | - | - |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

非上場株式について273百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 17,902 | - | 268 | 268 |
| | ユーロ | 212 | - | 0 | 0 |
| 合計 | | 18,114 | - | 268 | 268 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 23,932 | - | 183 | 183 |
| | ユーロ | 443 | - | 0 | 0 |
| 合計 | | 24,375 | - | 183 | 183 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|------------|-----------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 為替予約等の振当処理 | 通貨スワップ取引 米ドル | 長期借入金 | 5,000 | 5,000 | (注) |
| 合計 | | | 5,000 | 5,000 | |

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|------------|-----------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 為替予約等の振当処理 | 通貨スワップ取引 米ドル | 長期借入金 | 5,000 | - | (注) |
| 合計 | | | 5,000 | - | |

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 5,000 | 5,000 | (注) |
| 合計 | | | 5,000 | 5,000 | |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 変動受取・固定支払 | 長期借入金 | 5,000 | - | (注) |
| 合計 | | | 5,000 | - | |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 6,482百万円 | 6,680百万円 |
| 勤務費用 | 498 | 519 |
| 利息費用 | 47 | 48 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 3 | 17 |
| 退職給付の支払額 | 351 | 227 |
| 退職給付債務の期末残高 | 6,680 | 7,039 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 年金資産の期首残高 | 6,681百万円 | 7,099百万円 |
| 期待運用収益 | 113 | 131 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 13 | 0 |
| 事業主からの拠出額 | 631 | 551 |
| 退職給付の支払額 | 339 | 212 |
| 年金資産の期末残高 | 7,099 | 7,570 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 6,680百万円 | 7,039百万円 |
| 年金資産 | 7,099 | 7,570 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 418 | 530 |
| 退職給付に係る資産 | 418 | 530 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 418 | 530 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 498百万円 | 519百万円 |
| 利息費用 | 47 | 48 |
| 期待運用収益 | 113 | 131 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 99 | 22 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 532 | 414 |

(注) 上記退職給付費用以外に、前連結会計年度において割増退職金46百万円、当連結会計年度において割増退職金35百万円を支払っており、特別損失として計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|----------|--|--|
| 数理計算上の差異 | 109百万円 | 39百万円 |
| 合 計 | 109 | 39 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | 23百万円 | 15百万円 |
| 合 計 | 23 | 15 |

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 一般勘定 | 100% | 100% |
| 合 計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

当社及び国内連結子会社の長期期待運用収益率は、過去の運用実績を考慮したうえで、年金資産の期待収益率を予測して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 割引率 | 0.44～0.75% | 0.26～0.75% |
| 長期期待運用収益率 | 1.70% | 1.86% |
| 予想昇給率 | 5.12～5.64% | 5.14～5.66% |

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度349百万円、当連結会計年度355百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|------------|---|---|
| 販売費及び一般管理費 | 141 | 215 |

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位: 百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 新株予約権戻入益 | 22 | 1 |

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成16年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成17年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成18年 株式報酬型 ストック・オプション |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 9名 | 当社取締役 8名 | 当社取締役 7名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 15,800株 | 普通株式 16,900株 | 普通株式 8,800株 |
| 付与日 | 平成16年 7月27日 | 平成17年 7月21日 | 平成18年 8月11日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。) |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成16年 7月28日から 平成36年 6月 1日まで | 平成17年 7月22日から 平成37年 7月21日まで | 平成18年 8月12日から 平成38年 8月11日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成19年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション B号 |
|----------------------------|--|--|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 7名 | 当社取締役 7名 | 当社従業員 377名 子会社の取締役 および従業員 43名 |
| 株式の種類別のストック・ オプションの数(注) | 普通株式 8,900株 | 普通株式 14,000株 | 普通株式 84,700株 |
| 付与日 | 平成19年8月8日 | 平成20年8月13日 | 平成20年11月12日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成20年11月12日から 平成22年11月12日まで |
| 権利行使期間 | 平成19年8月9日から 平成39年8月8日まで | 平成20年8月14日から 平成40年8月13日まで | 平成22年11月13日から 平成28年11月12日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成21年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成21年 ストック・オプション B号 | 平成22年 株式報酬型 ストック・オプション |
|----------------------------|--|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 5名 | 当社従業員 380名 子会社の取締役 および従業員 46名 | 当社取締役 5名 |
| 株式の種類別のストック・ オプションの数(注) | 普通株式 15,600株 | 普通株式 77,700株 | 普通株式 11,200株 |
| 付与日 | 平成21年8月6日 | 平成21年11月13日 | 平成22年8月5日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成41年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成21年11月13日から 平成23年11月13日まで | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成21年8月7日から 平成41年8月6日まで | 平成23年11月14日から 平成29年11月13日まで | 平成22年8月6日から 平成42年8月5日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成22年 ストック・オプション B号 | 平成23年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成23年 ストック・オプション A号 |
|----------------------------|--|--|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 412名 子会社の取締役 および従業員 50名 | 当社取締役 5名 当社執行役員 5名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 5名 |
| 株式の種類別のストック・ オプションの数(注) | 普通株式 87,800株 | 普通株式 19,600株 | 普通株式 69,800株 |
| 付与日 | 平成22年11月11日 | 平成23年8月10日 | 平成23年11月11日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成22年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 |
| 対象勤務期間 | 平成22年11月11日から 平成24年11月11日まで | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成23年11月11日から 平成25年11月11日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年11月12日から 平成30年11月11日まで | 平成23年8月11日から 平成43年8月10日まで | 平成25年11月12日から 平成31年11月11日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成23年 ストック・オプション B号 | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成24年 ストック・オプション A号 |
|------------------------|--|--|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 426名 子会社の取締役 および従業員 51名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 81,200株 | 普通株式 20,600株 | 普通株式 68,000株 |
| 付与日 | 平成23年11月11日 | 平成24年8月10日 | 平成24年11月9日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成43年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。) | 新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 |
| 対象勤務期間 | 平成23年11月11日から平成25年11月11日まで | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成24年11月9日から平成26年11月9日まで |
| 権利行使期間 | 平成25年11月12日から平成31年11月11日まで | 平成24年8月11日から平成44年8月10日まで | 平成26年11月10日から平成32年11月9日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成25年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成25年 ストック・オプション A号 | 平成26年 株式報酬型 ストック・オプション |
|------------------------|---|--|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 13,600株 | 普通株式 45,000株 | 普通株式 13,800株 |
| 付与日 | 平成25年8月8日 | 平成25年10月11日 | 平成26年8月7日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成44年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成45年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成25年10月11日から平成27年10月11日まで | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成25年8月9日から平成45年8月8日まで | 平成27年10月12日から平成33年10月11日まで | 平成26年8月8日から平成46年8月7日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成26年 ストック・オプション A号 | 平成27年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成27年 ストック・オプション A号 |
|------------------------|--|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 5名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 52,000株 | 普通株式 10,700株 | 普通株式 44,100株 |
| 付与日 | 平成26年10月14日 | 平成27年8月6日 | 平成27年10月14日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成26年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 （退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p> |
| 対象勤務期間 | 平成26年10月14日から 平成28年10月14日まで | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成27年10月14日から 平成29年10月14日まで |
| 権利行使期間 | 平成28年10月15日から 平成34年10月14日まで | 平成27年8月7日から 平成47年8月6日まで | 平成29年10月15日から 平成35年10月14日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成28年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成28年 ストック・オプション A号 |
|------------------------|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 | 当社取締役 4名 当社執行役員 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 11,300株 | 普通株式 32,400株 |
| 付与日 | 平成28年8月12日 | 平成28年10月13日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成47年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。</p> <p>（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）</p> | <p>新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 平成28年10月13日から平成30年10月13日まで |
| 権利行使期間 | 平成28年8月13日から平成48年8月12日まで | 平成30年10月14日から平成36年10月13日まで |

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 平成16年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成17年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成18年 株式報酬型 ストック・オプション |
|-----------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 7,400 | 8,400 | 6,000 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 7,400 | 8,400 | 6,000 |

| | 平成19年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション B号 |
|-----------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 6,100 | 9,600 | 5,700 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | 3,900 |
| 失効 | - | - | 1,800 |
| 未行使残 | 6,100 | 9,600 | - |

| | 平成21年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成21年 ストック・オプション B号 | 平成22年 株式報酬型 ストック・オプション |
|-----------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 14,200 | 14,900 | 11,200 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | 8,400 | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 14,200 | 6,500 | 11,200 |

| | 平成22年 ストック・オプション B号 | 平成23年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成23年 ストック・オプション A号 |
|-----------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 16,600 | 16,600 | 8,400 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | 7,900 | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 8,700 | 16,600 | 8,400 |

| | 平成23年 ストック・オプション B号 | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成24年 ストック・オプション A号 |
|-----------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 11,700 | 18,800 | 8,800 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | 4,600 | - | 2,000 |
| 失効 | 100 | - | - |
| 未行使残 | 7,000 | 18,800 | 6,800 |

| | 平成25年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成25年 ストック・オプション A号 | 平成26年 株式報酬型 ストック・オプション |
|-----------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 12,400 | 33,000 | 12,600 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | 27,200 | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 12,400 | 5,800 | 12,600 |

| | 平成26年 ストック・オプション A号 | 平成27年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成27年 ストック・オプション A号 |
|-----------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 47,400 | - | 44,100 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | 47,400 | - | - |
| 未確定残 | - | - | 44,100 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | 9,800 | - |
| 権利確定 | 47,400 | - | - |
| 権利行使 | 27,200 | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 20,200 | 9,800 | - |

| | 平成28年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成28年 ストック・オプション A号 |
|-----------|------------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 付与 | 11,300 | 32,400 |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | 11,300 | - |
| 未確定残 | - | 32,400 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 権利確定 | 11,300 | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 11,300 | - |

単価情報

| | 平成16年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成17年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成18年 株式報酬型 ストック・オプション |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | 5,931 |

| | 平成19年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成20年 ストック・オプション B号 |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1 | 2,583 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | 10,326 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 6,489 | 3,780 | 601 |

| | 平成21年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成21年 ストック・オプション B号 | 平成22年 株式報酬型 ストック・オプション |
|--------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 5,853 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 10,834 | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 4,358 | 1,589 | 4,693 |

| | 平成22年 ストック・オプション B号 | 平成23年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成23年 ストック・オプション A号 |
|--------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 5,220 | 1 | 4,213 |
| 行使時平均株価 (円) | 10,916 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 1,865 | 3,585 | 1,245 |

| | 平成23年 ストック・オプション B号 | 平成24年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成24年 ストック・オプション A号 |
|--------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 4,213 | 1 | 4,000 |
| 行使時平均株価 (円) | 10,817 | - | 12,154 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 1,245 | 3,643 | 1,395 |

| | 平成25年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成25年 ストック・オプション A号 | 平成26年 株式報酬型 ストック・オプション |
|--------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 5,996 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 10,807 | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 5,200 | 1,687 | 5,963 |

| | 平成26年 ストック・オプション A号 | 平成27年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成27年 ストック・オプション A号 |
|------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 7,448 | 1 | 9,750 |

| | 平成26年 ストック・オプション A号 | 平成27年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成27年 ストック・オプション A号 |
|-------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 行使時平均株価 (円) | 10,909 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 1,600 | 8,478 | 2,280 |

| | 平成28年 株式報酬型 ストック・オプション | 平成28年 ストック・オプション A号 |
|-------------------|------------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 12,318 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 9,821 | 2,680 |

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

| | 平成28年 株式報酬型 ストック・オプション |
|----------------|------------------------------|
| 株価変動性 (注) 1 . | 38.13% |
| 予想残存期間 (注) 2 . | 10年 |
| 予想配当 (注) 3 . | 配当利回り 1.39% |
| 無リスク利率 (注) 4 . | 0.0805% |

(注) 1 . 過去10年(平成18年8月11日～平成28年8月10日)の株価実績に基づき算定しております。

2 . 待機期間(退任時点までの期間)を合理的に見積もることが困難なため、ストック・オプション付与時点から、権利行使期間の中間点までの期間を採用しております。

3 . 過去10年の配当利回り実績に基づき算定しております。

4 . 平成28年8月9日時点で残存年数が10年相当の国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

| | 平成28年 ストック・オプション |
|----------------|---------------------|
| 株価変動性 (注) 1 . | 31.82% |
| 予想残存期間 (注) 2 . | 5年 |
| 予想配当 (注) 3 . | 配当利回り 1.77% |
| 無リスク利率 (注) 4 . | 0.199% |

(注) 1 . 過去5年(平成23年10月13日～平成28年10月12日)の株価実績に基づき算定しております。

2 . 待機期間2年、満期8年のストック・オプションを想定し、ストック・オプション付与時点から、権利行使期間の中間点までの期間を採用しております。

3 . 過去5年の配当利回り実績に基づき算定しております。

4 . 平成28年10月11日時点で残存年数が5年相当の国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| たな卸資産未実現利益 | 983百万円 | 894百万円 |
| 仕掛品 | 633 | 410 |
| 減価償却超過額 | 403 | 516 |
| 減損損失 | 135 | 132 |
| 固定資産未実現利益 | 516 | 515 |
| 未払事業税 | 307 | 164 |
| 未払費用 | 164 | 212 |
| 賞与引当金 | 1,100 | 1,399 |
| 新株予約権 | 210 | 246 |
| その他 | 859 | 1,129 |
| 繰延税金資産小計 | 5,315 | 5,623 |
| 評価性引当額 | 512 | - |
| 繰延税金資産合計 | 4,802 | 5,623 |
| 繰延税金負債 | | |
| 在外子会社の留保利益に係る税効果 | 1,024 | 1,141 |
| その他 | 426 | 657 |
| 繰延税金負債合計 | 1,451 | 1,799 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 3,351 | 3,824 |

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 3,806百万円 | 3,734百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 91 | 267 |
| 流動負債 - その他 | 21 | 36 |
| 固定負債 - その他 | 526 | 141 |

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に表示していた1,024百万円は、「未払費用」164百万円、「その他」859百万円として組替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (平成29年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 33.1% | 30.9% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9 | 0.3 |
| 試験研究費等の税額控除 | 7.7 | 6.9 |
| 評価性引当額の増減 | 0.0 | 1.7 |
| 在外子会社との税率差異 | 1.5 | 2.3 |
| 在外子会社の留保利益に係る税効果 | 2.2 | 0.4 |
| 連結内受取配当金消去 | 0.1 | 0.1 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.7 | - |
| その他 | 1.2 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24.6 | 20.7 |

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「評価性引当額の増減」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた1.2%は、「評価性引当額の増減」0.0%、「その他」1.2%として組替えております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

| 日本 | 北米 | アジア | ヨーロッパ | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 27,697 | 11,867 | 77,699 | 10,587 | 127,850 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

| 日本 | 北米 | アジア | ヨーロッパ | 計 | 消去又は 全社 | 合計 |
|--------|-----|-------|-------|--------|------------|--------|
| 51,502 | 385 | 4,966 | 2,085 | 58,941 | 5,892 | 64,834 |

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | アジア | ヨーロッパ | 合計 |
|--------|-------|--------|-------|---------|
| 22,537 | 9,141 | 93,707 | 8,818 | 134,204 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社及び連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|----|------------|-----|---------------|---------------------|-------------------|-----------|---|-----------|----|-----------|
| 役員 | 関家 一馬 | - | - | 当社代表取締役社長 | (被所有) 直接 1.70 | - | ストック・オプションの権利行使 (注) 2.(1) | 30 | - | - |
| 役員 | 関家 英之 | - | - | 当社常務取締役 | (被所有) 直接 0.82 | - | ストック・オプションの権利行使 (注) 2.(7) | 23 | - | - |
| 役員 | 田村 隆夫 | - | - | 当社常務取締役 | (被所有) 直接 0.00 | - | ストック・オプションの権利行使 (注) 2.(7) | 23 | - | - |
| 役員 | 吉永 晃 | - | - | 当社専務執行役員 | (被所有) 直接 0.01 | - | ストック・オプションの権利行使 (注) 2.(1) | 13 | - | - |
| 役員 | 荒井 一尚 | - | - | 元当社常務執行役員 (注) 3. | (被所有) 直接 - | - | ストック・オプションの権利行使 (注) 2.(1)(2)(3)(4)(5)(6) | 90 | - | - |

(注) 1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 平成19年10月25日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 平成20年10月28日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(3) 平成21年10月29日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(4) 平成22年10月27日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(5) 平成23年10月27日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(6) 平成24年10月25日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(7) 平成25年9月26日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3. 平成27年8月31日付で役員を退任しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----|------------|-----|-------------------|-----------|-------------------|-----------|--------------------------------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 溝呂木 斉 | - | - | 当社代表取締役会長 | (被所有) 直接 0.01 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(5) | 69 | - | - |
| 役員 | 関家 一馬 | - | - | 当社代表取締役社長 | (被所有) 直接 1.69 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(5)(6) | 169 | - | - |
| 役員 | 関家 英之 | - | - | 当社常務取締役 | (被所有) 直接 0.82 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(6) | 34 | - | - |
| 役員 | 田村 隆夫 | - | - | 当社常務取締役 | (被所有) 直接 0.00 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(6) | 34 | - | - |
| 役員 | 吉永 晃 | - | - | 当社専務執行役員 | (被所有) 直接 0.02 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(2)(5)(6) | 67 | - | - |
| 役員 | 関家 薫 | - | - | 当社執行役員 | (被所有) 直接 0.01 | - | ストック・オプションの権利行使 (注)2.(1)(2)(3)(4) | 19 | - | - |

(注)1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 平成20年10月28日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 平成21年10月29日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(3) 平成22年10月27日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(4) 平成24年10月25日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(5) 平成25年9月26日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(6) 平成26年9月26日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 4,673.00円 | 5,029.38円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 646.09円 | 675.82円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 642.24円 | 671.99円 |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 23,096 | 24,203 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 23,096 | 24,203 |
| 期中平均株式数(千株) | 35,747 | 35,812 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 214 | 204 |
| (うち新株予約権(千株)) | (214) | (204) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 平成27年9月29日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 441個) なお、概要は「第4 提出会社の 状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のと おりであります。 | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|----------------|----------------|-------------|------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 1,676 | 8,989 | 0.4 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 8,583 | - | - | - |
| 合計 | 10,259 | 8,989 | - | - |

(注)平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|---------|
| 売上高(百万円) | 31,273 | 65,238 | 95,437 | 134,204 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円) | 7,014 | 15,088 | 20,157 | 30,566 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円) | 5,794 | 11,863 | 15,474 | 24,203 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円) | 161.93 | 331.50 | 432.26 | 675.82 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 161.93 | 169.57 | 100.80 | 243.44 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 58,724 | 65,661 |
| 受取手形 | 846 | 1,274 |
| 売掛金 | 1 27,158 | 1 31,278 |
| 商品及び製品 | 4,569 | 3,589 |
| 仕掛品 | 10,201 | 10,316 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,897 | 12,798 |
| 繰延税金資産 | 2,622 | 2,688 |
| その他 | 1 4,280 | 1 4,592 |
| 貸倒引当金 | 9 | 7 |
| 流動資産合計 | 120,292 | 132,193 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 32,784 | 30,725 |
| 構築物 | 438 | 429 |
| 機械及び装置 | 7,863 | 7,265 |
| 船舶 | 1 | 0 |
| 車両運搬具 | 76 | 85 |
| 工具、器具及び備品 | 523 | 505 |
| 土地 | 13,351 | 13,361 |
| 建設仮勘定 | 2,887 | 7,364 |
| 有形固定資産合計 | 57,926 | 59,738 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 179 | 136 |
| ソフトウェア | 134 | 144 |
| その他 | 162 | 270 |
| 無形固定資産合計 | 476 | 551 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 316 | 42 |
| 関係会社株式 | 3,012 | 3,012 |
| 関係会社出資金 | 1,271 | 1,271 |
| 前払年金費用 | 405 | 542 |
| 繰延税金資産 | 290 | 1,029 |
| その他 | 1 1,013 | 1 1,160 |
| 貸倒引当金 | 17 | 15 |
| 投資その他の資産合計 | 6,291 | 7,044 |
| 固定資産合計 | 64,694 | 67,333 |
| 資産合計 | 184,986 | 199,526 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 489 | 487 |
| 電子記録債務 | 8,692 | 11,871 |
| 買掛金 | 1 3,365 | 1 4,475 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 600 | 2 8,200 |
| 未払金 | 1 4,236 | 1 4,887 |
| 未払費用 | 1,227 | 1,477 |
| 未払法人税等 | 3,442 | 2,250 |
| 賞与引当金 | 3,396 | 4,207 |
| 役員賞与引当金 | 297 | 437 |
| 製品保証引当金 | 389 | 352 |
| 環境対策引当金 | 50 | - |
| 建物解体費用引当金 | 15 | - |
| その他 | 707 | 1,541 |
| 流動負債合計 | 26,910 | 40,186 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2 7,600 | - |
| 資産除去債務 | 6 | 6 |
| その他 | 433 | 432 |
| 固定負債合計 | 8,039 | 438 |
| 負債合計 | 34,950 | 40,625 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 20,063 | 20,374 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 21,145 | 21,456 |
| その他資本剰余金 | 906 | 906 |
| 資本剰余金合計 | 22,051 | 22,362 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 594 | 594 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 16,970 | 16,970 |
| 繰越利益剰余金 | 89,616 | 97,777 |
| 利益剰余金合計 | 107,181 | 115,341 |
| 自己株式 | 15 | 18 |
| 株主資本合計 | 149,280 | 158,059 |
| 新株予約権 | 755 | 840 |
| 純資産合計 | 150,036 | 158,900 |
| 負債純資産合計 | 184,986 | 199,526 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 109,127 | 1 113,297 |
| 売上原価 | 1 50,047 | 1 54,597 |
| 売上総利益 | 59,079 | 58,699 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 34,808 | 1, 2 36,955 |
| 営業利益 | 24,271 | 21,744 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 51 | 1 33 |
| 受取配当金 | 1 2,907 | 1 2,302 |
| 助成金収入 | 166 | 156 |
| その他 | 1 323 | 1 307 |
| 営業外収益合計 | 3,449 | 2,800 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 33 | 30 |
| 為替差損 | 237 | 164 |
| 減価償却費 | 60 | 53 |
| その他 | 21 | 20 |
| 営業外費用合計 | 352 | 268 |
| 経常利益 | 27,367 | 24,276 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 6 | 1 |
| 新株予約権戻入益 | 22 | 1 |
| 特別利益合計 | 29 | 2 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 51 | 112 |
| 減損損失 | 56 | 387 |
| 投資有価証券評価損 | - | 273 |
| 特別退職金 | 44 | 35 |
| 災害による損失 | - | 26 |
| 建物解体費用 | 53 | 136 |
| 建物解体費用引当金繰入額 | 15 | - |
| 特別損失合計 | 221 | 973 |
| 税引前当期純利益 | 27,175 | 23,306 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,145 | 4,749 |
| 法人税等調整額 | 72 | 804 |
| 法人税等合計 | 6,217 | 3,944 |
| 当期純利益 | 20,957 | 19,361 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|-----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| 材料費 | 1 | 23,052 | 45.6 | 25,532 | 45.7 |
| 労務費 | | 15,600 | 30.9 | 16,636 | 29.7 |
| 経費 | | 11,857 | 23.5 | 13,757 | 24.6 |
| 当期総製造費用 | | 50,510 | 100.0 | 55,926 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | 12,157 | | 10,201 | |
| 他勘定受入高 | | 392 | | 909 | |
| 合計 | | 63,059 | | 67,038 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | 2 | 10,201 | | 10,316 | |
| 他勘定振替高 | | 10,966 | | 11,400 | |
| 当期製品製造原価 | | 41,891 | | 45,320 | |

原価計算の方法

精密加工装置については実際個別原価計算、精密加工ツールについては組別実際総合原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------------|--|--|
| 外注加工費(百万円) | 5,688 | 7,308 |
| 減価償却費(百万円) | 1,992 | 1,978 |
| 消耗品費(百万円) | 1,736 | 1,739 |

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 商品振替高(百万円) | 2,924 | 3,758 |
| 固定資産振替高(百万円) | 396 | 319 |
| 経費振替高(百万円) | 7,645 | 7,322 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 利益 剰余金 合計 |
|---------------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当期首残高 | 19,785 | 20,867 | 906 | 21,773 | 594 | 16,970 | 74,839 | 92,404 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 277 | 277 | | 277 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 6,180 | 6,180 |
| 当期純利益 | | | | | | | 20,957 | 20,957 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 277 | 277 | - | 277 | - | - | 14,777 | 14,777 |
| 当期末残高 | 20,063 | 21,145 | 906 | 22,051 | 594 | 16,970 | 89,616 | 107,181 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 10 | 133,952 | 795 | 134,747 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 555 | | 555 |
| 剰余金の配当 | | 6,180 | | 6,180 |
| 当期純利益 | | 20,957 | | 20,957 |
| 自己株式の取得 | 4 | 4 | | 4 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 39 | 39 |
| 当期変動額合計 | 4 | 15,328 | 39 | 15,288 |
| 当期末残高 | 15 | 149,280 | 755 | 150,036 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 20,063 | 21,145 | 906 | 22,051 | 594 | 16,970 | 89,616 | 107,181 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 310 | 310 | | 310 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,201 | 11,201 |
| 当期純利益 | | | | | | | 19,361 | 19,361 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 310 | 310 | - | 310 | - | - | 8,160 | 8,160 |
| 当期末残高 | 20,374 | 21,456 | 906 | 22,362 | 594 | 16,970 | 97,777 | 115,341 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------|---------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 15 | 149,280 | 755 | 150,036 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 621 | | 621 |
| 剰余金の配当 | | 11,201 | | 11,201 |
| 当期純利益 | | 19,361 | | 19,361 |
| 自己株式の取得 | 3 | 3 | | 3 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 85 | 85 |
| 当期変動額合計 | 3 | 8,779 | 85 | 8,864 |
| 当期末残高 | 18 | 158,059 | 840 | 158,900 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品・原材料.....総平均法

製品・仕掛品.....精密加工装置については個別法

精密加工ツールについては総平均法

貯蔵品.....最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | | | |
|----|-------|--------|-------|
| 建物 | 2～47年 | 機械及び装置 | 2～12年 |
|----|-------|--------|-------|

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証に係る無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

(6) 建物解体費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、振当処理を行い、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...通貨スワップ及び金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び借入金利息

ヘッジ方針

主に当社の内規である「リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしているため、また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、期末日における有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「1年内返済予定の長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,307百万円は、「1年内返済予定の長期借入金」600百万円、「その他」707百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 11,191百万円 | 16,870百万円 |
| 長期金銭債権 | 620 | 702 |
| 短期金銭債務 | 2,206 | 2,234 |

2. シンジケートローン方式によるターム・ローン契約

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン方式によるターム・ローン契約には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各事業年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

借入実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | -百万円 | 5,000百万円 |
| 長期借入金 | 5,000 | - |
| 計 | 5,000 | 5,000 |

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越限度額 | 12,000百万円 | 12,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 12,000 | 12,000 |

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と平成24年9月4日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 18,000百万円 | 18,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 18,000 | 18,000 |

なお、貸出コミットメント契約につきましては、主に以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各事業年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と平成27年3月31日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 20,000百万円 | 20,000百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 20,000 | 20,000 |

なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

各事業年度末日において、当社の貸借対照表純資産の部の金額を、平成26年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における当社の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高 | 50,252百万円 | 53,078百万円 |
| 仕入高 | 1,648 | 1,736 |
| その他の営業取引高 | 4,457 | 5,179 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,174 | 2,558 |

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度42%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度58%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 販売手数料 | 4,377百万円 | 5,193百万円 |
| 製品保証費 | 1,502 | 962 |
| 給料及び賞与 | 4,272 | 5,728 |
| 貸倒引当金繰入額 | 58 | 4 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,073 | 1,374 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 297 | 437 |
| 退職給付費用 | 277 | 243 |
| 減価償却費 | 1,165 | 982 |
| 研究開発費 | 13,201 | 14,333 |

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は3,012百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は3,012百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| たな卸資産評価損 | 168百万円 | 211百万円 |
| 仕掛品 | 633 | 410 |
| 減価償却超過額 | 372 | 498 |
| 減損損失 | 134 | 132 |
| 未払事業税 | 305 | 157 |
| 未払費用 | 159 | 205 |
| 賞与引当金 | 1,048 | 1,298 |
| 長期未払金 | 109 | 109 |
| 新株予約権 | 210 | 246 |
| その他 | 408 | 615 |
| 繰延税金資産小計 | 3,551 | 3,884 |
| 評価性引当額 | 512 | - |
| 繰延税金資産合計 | 3,038 | 3,884 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 125 | 166 |
| 繰延税金負債合計 | 125 | 166 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,913 | 3,718 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成28年3月31日) | 当事業年度 (平成29年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 33.1% | 30.9% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5 | 0.3 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.4 | 2.9 |
| 試験研究費等の税額控除 | 8.6 | 9.0 |
| 評価性引当額の増減 | 0.0 | 2.2 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.8 | - |
| その他 | 0.6 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 22.9 | 16.9 |

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「評価性引当額の増減」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「その他」に表示していた0.6%は、「評価性引当額の増減」0.0%、「その他」0.6%として組替えております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区 分 | 資産の種類 | 当期首 残 高 | 当 期 増 加 額 | 当 期 減 少 額 | 当 期 償 却 額 | 当期末 残 高 | 減価償却 累 計 額 |
|------------|-----------|------------|--------------|----------------|--------------|------------|---------------|
| 有形 固定資産 | 建物 | 49,385 | 183 | 1,187 (385) | 1,844 | 48,382 | 17,656 |
| | 構築物 | 1,188 | 56 | 29 (0) | 64 | 1,216 | 786 |
| | 機械及び装置 | 32,631 | 3,005 | 2,885 (1) | 2,537 | 32,751 | 25,485 |
| | 船舶 | 9 | - | - | 0 | 9 | 8 |
| | 車両運搬具 | 273 | 52 | 15 | 41 | 310 | 225 |
| | 工具、器具及び備品 | 4,436 | 237 | 100 (0) | 253 | 4,573 | 4,068 |
| | 土地 | 13,351 | 10 | 0 | - | 13,361 | - |
| | 建設仮勘定 | 2,887 | 8,528 | 4,051 | - | 7,364 | - |
| | 計 | 104,165 | 12,074 | 8,270 (387) | 4,742 | 107,970 | 48,231 |
| 無形 固定資産 | 特許権 | 761 | - | - | 42 | 761 | 625 |
| | ソフトウェア | 1,244 | 86 | 24 | 77 | 1,306 | 1,162 |
| | その他 | 276 | 234 | 61 | 64 | 449 | 178 |
| | | 計 | 2,281 | 321 | 85 | 185 | 2,517 |

(注) 1. 当期増加額の内容は次のとおりであります。

- (1) 機械及び装置 研究用資産取得 1,341百万円
(2) 建設仮勘定 広島事業所桑畑工場新棟建設工事 4,173百万円

2. 当期減少額の内容は次のとおりであります。

- 機械及び装置 使用目的変更に伴う振替高 1,443百万円

3. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

4. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | 26 | 7 | 11 | 22 |
| 賞与引当金 | 3,396 | 4,207 | 3,396 | 4,207 |
| 役員賞与引当金 | 297 | 437 | 297 | 437 |
| 製品保証引当金 | 389 | 352 | 389 | 352 |
| 環境対策引当金 | 50 | - | 50 | - |
| 建物解体費用引当金 | 15 | - | 15 | - |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|--|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・買増し手数料 買増し受付停止期間 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料 当社基準日の10営業日前から基準日に至るまで |
| 公告掲載方法 | 当社の公告は電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.disco.co.jp/jp/ir/announce/index.html |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第77期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月24日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成28年8月8日関東財務局長に提出

事業年度（第77期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月24日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第78期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出

（第78期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出

（第78期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成28年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成28年8月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び執行役員に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書

平成28年9月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び執行役員に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年10月13日関東財務局長に提出

平成28年9月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 一成 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ディスコの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ディスコが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 一成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスコの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。